

ミャンマー辺境農村における貧困問題と麻薬代替作物の栽培
——コーカン地域における現地調査に基づいて——

**Rural Poverty and Opium Substitution in Myanmar : An analysis of effects of opium
substitution programme in Kokang area**

翟亜蕾

はじめに

コーカン自治区は、自治区¹となる 2011 年 1 月 30 日以前は、コーカン特区として、ミャンマー連邦に属しながら、少数民族であるコーカン族の「完全な」自治を認められており、2011 年に名目上の自治区となつて以降、皮肉にも、初めてミャンマー連邦政府の実質的な管轄下に置かれたものである（以下、簡単のため、コーカン地区と称する）。コーカン族は、約 400 年前に遡る明朝末期以降、中国から移住してきた漢民族が起源といわれ、現在中国雲南省で話されているのと同じ中国語を話す、れっきとした「中国人」である。ただし、第二次世界大戦後あるいは中国でケシ栽培が禁止された 1950 年代以降に中国から移住してきた中国人も「コーカン族」と自称しており、事態はかなり複雑である。

コーカン地区は、後述のように山がちで、標高のかなり高い山岳地域が多く、その冷涼な気候は元来、ケシ栽培に適していた。イギリス軍がミャンマー本土を支配下に収めた後、コーカン地区まで進出した 1892 年頃から、イギリス軍の主導下でケシ栽培が導入された。以来、コーカン地区は、ケシ栽培を中心とする経済構造に変容したのである。

ケシ栽培と麻薬の製造・流通は、長らく、コーカン地区の経済の中核を占めた。大部分の農村住民は、その居住地域からかなり遠く離れた山岳地帯でケシを栽培し、主な生計の手段としてきた。ケシ栽培の収益性は高く、比較的狭い土地面積の栽培によって、決して裕福とはいえないが、何とか生計を維持してきたのである。

転機は、ミャンマーにおける 1987 年の「ミャンマー式社会主義」(Burmese Way to Socialism)の瓦解、それに伴う中国のビルマ共産党に対する支援の停止であった。中国からの支援を受けたビルマ共産党と連携しつつ勢力を維持してきたコーカン族政府は以後、ミャンマー政府との和解の方向に政策転換を余儀なくされる状況に追い込まれたのである。

しかし、ミャンマー政府は、コーカン族武装組織を辺境警備隊 (Border Guard Forces Program) に組織替えすべく交渉を行ったものの、司令官の彭家声 (Pheng Kya Seng) が主

¹ 2008 年憲法に依拠して、ミャンマーではコーカン自治区を含む 6 つの「実質的」自治区が存在する。すなわち、ザガイン地域内のナガ自治地域、シャン州内のダヌ、パオ、パラウン、コーカンの各自治区、およびワの自治管区である (トム・クレマー 2012)。

導する MNDA (Myanmar National Democratic Alliance Army) はこれに反対し、その結果、コーカン特区は、独自の武装勢力を保ち、ミャンマー政府から独立した自治政府としての地位を保持し続けた²。コーカン特区の瓦解は、ミャンマー政府軍が 2009 年、麻薬捜査を大義名分として特区に侵入し、MNDA との交戦に勝利を収めてからであった。ミャンマー政府軍の軍事攻勢が始まった 2009 年 8 月 8 日をもって、現地ではこの事件を「八八事件」と呼ぶ。その後、2011 年 1 月 30 日には、完全自治体制が最終的に解消し、コーカン自治区となって、ミャンマー政府は、その行政管理、外交、軍隊、教育、医療衛生を含むすべての統治機能を握り、以来、その実効性の強化に取り組んでいる状況である。

問題は、コーカン特区が自治区となる前の 1990 年代末以降、ミャンマー政府と特区政府との合意に基づき、ケシ栽培が急速に削減され、2004 年には完全撲滅に至ったことであり、それまでの地域住民の主たる生計手段が突如、消滅するという事態の深刻さであった。

それまでケシ栽培や麻薬への加工・販売からの現金収入でコメなど食料を購入してきた住民は、食料の絶対的不足を含む著しい経済的困窮に陥った。筆者の現地調査によると、当時、平均的農家は年間 6 ヶ月しか食料を確保できず、約 18 万人が飢餓に苦しんでいたという。その結果、たとえば隣接する麻薬撲滅運動の行われていないワ地区南部などに移住してケシ栽培を継続する住民が大量に発生し、コーカン自治区政府幹部職員によると、2003 年にはその数は 5000 人を超えたという。JICA (2013) によれば、2003 年下半年には 100 人以上の餓死者が出たほか、栄養状態の悪化や医薬品の不足を背景に、山間部を中心にマラリアが大流行し、感染者 4000 人以上、死亡者 270 人以上に達した。

こうした悲惨な状況の中、実際に実効性のある援助の手を差し伸べたのは、日本政府と中国政府のみであった。日本政府は官主導でソバ栽培プロジェクトを導入したのに対し、中国は、コーカン地区に隣接する雲南省の民間製糖企業のイニシアティブで、サトウキビ契約栽培を展開した。結果的には、日本のソバ栽培プロジェクトは、ソバに対する需要が地元になく、日本市場で買い取る仕組みであったため、持続性に欠き、最終的には中国のサトウキビ契約栽培が残ることになった。

本稿は、繰り返しになるが、コーカン地区における、ケシ栽培撲滅に伴って導入されたサトウキビ契約栽培の経済効果と、契約栽培導入に付随して生じた農村の社会経済変容の解明を主な目的とするものである。

コーカン地区とその周辺一帯におけるケシ撲滅後の社会経済状況、特に代替作物導入をめぐるこれまでの研究は、非常に少ないのが現状である。調査研究は、欧米の研究機関や

² 畢 (2012) によると、1989 年 3 月 11 日、彭家声は中国共産党からの支援が絶たれたビルマ共産党からの離脱を宣言し、MNDA を創設してその司令官を務めた。そして、コーカン地区を中心とする元ビルマ共産党東北軍区を MNDA の支配下に置いた。同年 3 月 31 日、MNDA はミャンマー政府と平和協定を締結し、コーカン地区は「シャン州第一特別行政区」(現地では「コーカン特区」と称する)と定められ、彭家声はその主席として認定された。なお、コーカン特区の独立性が保証されたのは、中央委員会を中心とする合議制に基づく政治運営体制が取り入れられたからだと考えられる。

研究者が中心になって行ってきたが、特に重要な役割を担ってきたのは、オランダ・アムステルダムにある TNI (Transnational Institute) である。同研究所は、中国企業による代替作物導入政策が浸透したミャンマーおよびラオスの中国国境地域における、ケシ撲滅、代替作物の導入、麻薬濫用の実態などについてモニターし、最新の情報とデータを提供し続けている。また、国境地域の難民（主にカチン州から中国雲南省への難民）をめぐる人権問題などにも取り組んでいる。

たとえば Kramer (2009) や TNI (2010) は、中国企業が政府の優遇政策（補助金を含む）を不正に利用し、私的利益を追求する行為が広まっていること、また、ゴムなど単一作物のプランテーション開発によって小農の土地が奪われ、社会不安と治安悪化が生じ、麻薬の生産・交易が再び拡大する傾向があることなどを明らかにした。また Woods (2011) は、停戦後のシャン州・ワ地区における中国政府主導の代替作物栽培に伴って、中国籍の「越境商人」(trans-national businessman) や華人・中国系企業の無責任な私的利益追求行動が目立っているとしている。Kramer and Woods (2012) は、シャン州とカチン州の土地や森林資源が中国籍の商人と現地有力者との結託によって略奪されていった実態を抉り出し、とりわけサテライト方式によるゴム農園経営が現地住民の生活および自然環境管理に悪影響を与えたと指摘した。さらに Kramer et al. (2014) は、コーカン地区以外のシャン州で、2006年以降ケシ栽培が復活し、地域紛争が活発化したり、新型麻薬（エフェドリン）の濫用が起こったりしている深刻な実態を明らかにしている。

その他には、United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) が開催するセミナーでの発表論文や年報 (World Drug Report) も貴重である。たとえば Khin Kyue (2008) のセミナー報告は、代替作物をめぐる国際協力を取り上げ、コーカン地区などミャンマー国境地域における中国、タイ、日本との協力関係の実態を論じ、特に「脱ケシ農民」(ex-poppy farmer) が被った経済的搾取の問題やフード・セキュリティ、栄養不良の問題を指摘した。また、ラオスの研究事例としては、Cohen (2009) が中国の麻薬代替作物としてのゴムの導入が社会経済と自然環境の両面に深刻な脅威をもたらしたと結論づけている。

以上のように、これまでの調査研究は、西欧の研究所や国際機関が主導するものであり、麻薬代替作物導入について総じて否定的な見解を提出しているものが多く、とりわけ中国政府主導の代替作物の導入政策に対する批判的議論が目立つものとなっている。

しかしながら、それらはいくつかの事例分析を組み合わせた政策評価にとどまるものであり、代替作物が導入された農村の家計レベルのマイクロ・データ収集・分析に基づくものではない。管見の限り、本稿は、農村家計レベルの詳細なデータを独自に収集し、分析を加えてサトウキビという麻薬代替作物の契約栽培方式による導入のインパクトを評価した最初の試みである。主な結論を先取りしておく、サトウキビ契約栽培は地域住民の所得を大幅に向上させたという意味で、成功であった。ただし、サトウキビ栽培面積には農村世帯間で大きな格差があり、経済的格差を拡大するという負の側面を伴うものでもあった。そしてそれは、サトウキビ導入以前の農村土地制度に起因するものであることが明らかに

なった。

以下、本稿の構成は、次のとおりである。まずⅠでコーカン地区におけるケシ栽培撲滅に至る経緯をやや詳しく述べる。次にⅡで、中国製糖工場によるサトウキビ契約栽培の契約内容およびその導入過程について述べる。Ⅲでは、まずは12カ村の調査から得た知見を述べ、その後、12カ村のうちC村で実施した家計レベルの調査に基づき、サトウキビ契約栽培が与えた経済的インパクトを評価し、さらに所得分配構造の分析を通じて、農村社会に与えた影響について評価する。最後に結論を述べる。

Ⅰ コーカン地区におけるケシ撲滅の過程

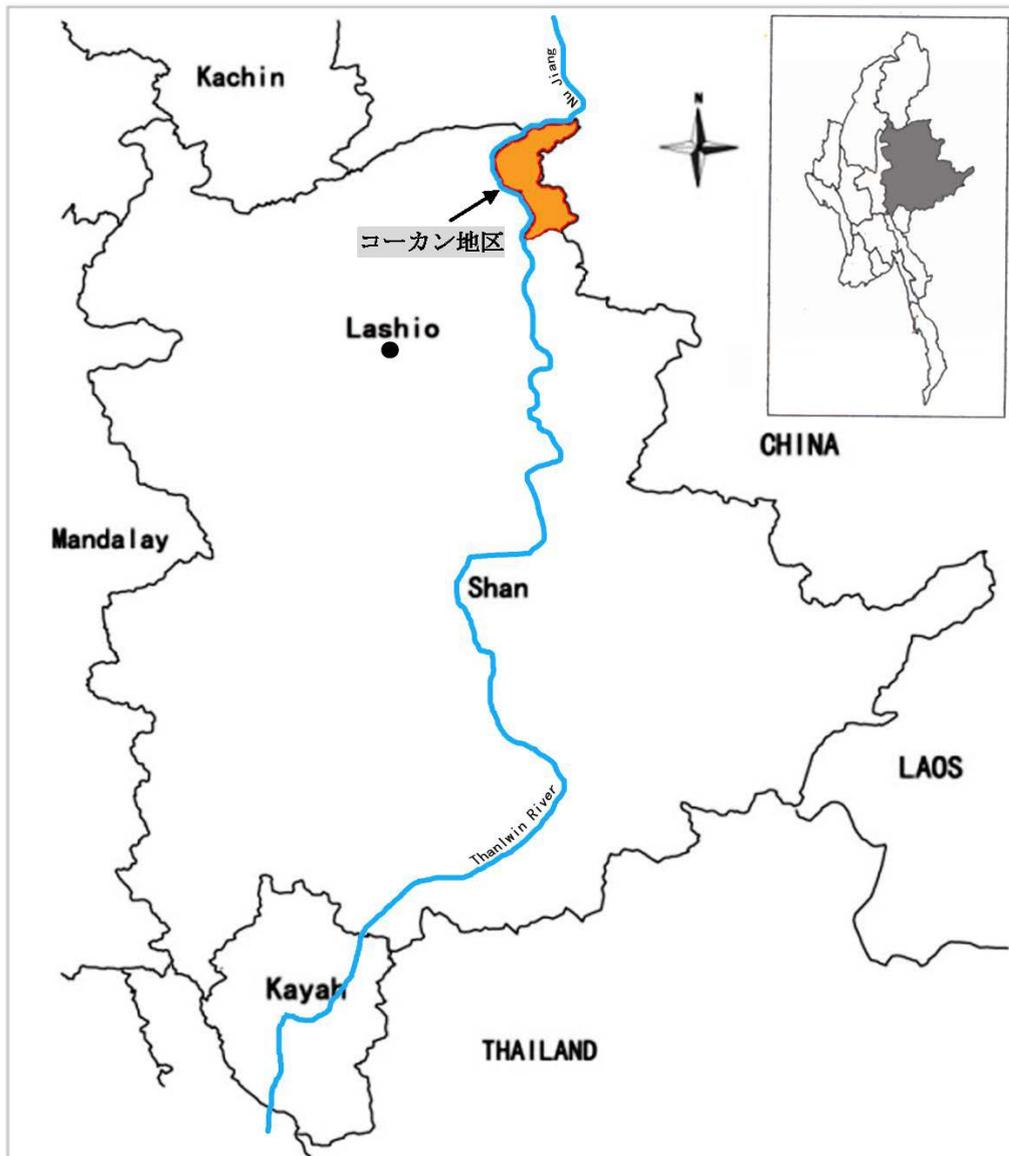
コーカン地区の総面積は2026km²、いわゆる「ゴールデン・トライアングル」（麻薬三角地帯）の北端に位置する（図1）。東に隣接する中国とは173kmの国境線で接し、首都ラオカイ（Laukkaing）市から中国側の国境の町・南傘（Nansan）鎮まで約10km、ミャンマー・シャン州北部の主要都市ラシオ（Lasio）まで189kmの位置にあり、歴史的にミャンマーと中国雲南省との陸路交易拠点であった。コーカン地区の西、シャン州との境には、国際河川である怒江（サルウィン川）が流れている。人口は、2012年推定で13.1万人（うちラオカイ市1.7万）であり、主に8民族³が住み、うちコーカン族⁴が84%を占める。2009年「八八事件」以前の特区の時代には、学校では中国語が教えられていたが、自治区になって以降ミャンマー語の習得が義務化された。また人民元が通貨として全域で流通している⁵。2011年以降、政府職員の給与はミャンマー・チャットで支給されるようになったが、住民の多くがチャットの価値を信用せず、ビルマ族が経営する飲食店などを除けば、チャットでの決済は、今なお困難である。

図1 コーカン地区の位置

³ コーカン族の他、タイ族、ワ族、ミャオ族、ポラウン族（中国ではトウアン族と呼ぶ）、リス一族、ミャン族、ビルマ族の8民族である。

⁴ 2011年に自治区になるまで、コーカン族はミャンマー国籍を認められず、IDカードやパスポートもなく、活動範囲をコーカン地区とその周辺域に制限されていた。

⁵ コーカン地区では、伝統的に「紋銀」、「銀元」などの明清両朝の中国貨幣が使われ、イギリス植民地化になった1897年以後はインド・ルピー、1948年のミャンマー独立後は連邦紙幣も流通したが、以上3つ時代を通じて、民間では基本的に中国貨幣が流通してきた。また、1970年代以降にはインフレによるミャンマー貨幣の減価が激しく、したがって人々に嫌われ、政府職員の給与すらも中国元が変わった。



出所) 筆者作成。

コーカン地区の90%以上は山間部であり、約80 km²のラオカイ盆地以外は平坦地が少ない。標高は、ラオカイ盆地で1000m余り、最も高い地点では1800mに達する。気候は熱帯・亜熱帯に属し、モンスーンの影響を受け、5月から10月までの雨季に年降水量約1600 mmの80%以上が降る。同地区ではほとんど灌漑が未整備で、水田以外は基本的に天水栽培である。しかも、道路など社会インフラの整備が不十分であり、遠く離れた市場に輸送することができない。

コーカン地区では、イギリス植民地になった1892年頃から、換金作物としてのケシ栽培がイギリス軍の主導下で導入され、第二次大戦後には、「ゴールデン・トライアングル」の一角として麻薬生産の代表的地域として知られるようになった。ケシは、気温が低下する

乾季に、主に集落から遠く離れた奥山⁶で大規模に栽培された。こうした高山帯は、寒暖の差が激しく、一般に作物栽培に適していないが、低温を好むケシにとっては最適であった。

1989年の停戦時には、コーカン地区と隣接するワ地区だけで、ミャンマーのアヘン生産量の約70%を占めていた。当時、農家の75%以上がケシ栽培に携わり、その販売収入を主食のコメの購入などに充てていた。同地区では、ケシ栽培と麻薬の製造・流通を除けば、産業はほとんどない状況であった。

表3は、コーカン地区のケシ作付面積とアヘン生産量を整理したものである。1960年代から1990年代末まで、アヘン生産は高水準で維持したことがわかる。1962年にミャンマーでネ・ウィン軍事政権が成立して以来、コーカン族など少数民族勢力は、ビルマ共産党とともに反政府活動を続け、その資金源として麻薬ビジネスを振興したからである。

表1 コーカン地区におけるケシ作付面積およびアヘン生産量

年度	ケシ作付面積 (ha)	アヘン生産量(kg)
1956年	1,333.3	16,000
1965年	8,000.0	48,000
1985年	10,000.0	70,000
1990年	10,000.0	80,000
1998年	8,666.7	80,000
2000年	2,933.3	30,000
2001年	2,666.7	27,000
2002年	1,400.0	12,000
2003年	1,000.0	10,000
2004年	0	0
2005年	0	0
2006年	0	0
2007年	0	0

出所) 緬甸揮邦『果敢誌』編纂委員会(2012)より筆者整理・作成。

1988年の民主化運動を弾圧して成立したミャンマーの新たな軍政(SLORC/SPDC)⁷は、中国に接近し、中国はビルマ共産党と少数民族勢力への支援を中止した。そのため、少数民族勢力はミャンマー政府との和解の道を探ることになる。同時に、国際社会の強い要請を受け、ミャンマー政府は少数民族勢力との間で麻薬撲滅に向けた交渉を開始した。

こうして、1990年代末からコーカン特区政府はケシ栽培を禁ずる方向に転換した⁸。その

⁶ 集落からケシ畑までの距離は農家によって異なるが、数10km離れた高山帯で栽培された例も珍しくない。

⁷ SLORC(State Law and Order Restoration Council、国家法秩序回復評議会)/SPDC(State Peace and Development Council、国家平和発展評議会)はミャンマー軍事政権の最高決定機関であり、SPDCは1997年11月にSLORCが改組されてできたものである。同国では、1988年9月にSLORCが全権を掌握して以来、2011年3月まで軍事政権が続いた。

⁸ JICAソバ栽培プロジェクトの元専門家・吉田実氏によると、コーカン特区主席であった彭家声(ポンチャーシン)は当時、自分たちは麻薬生産を続けている限り、孤立し、外部からの支

経過は、次の通りである。

まず 1990 年に「平和、禁毒、発展」という開発戦略方針に基づき、地区内の麻薬の加工、流通、使用を禁ずる政策を発表し、同時に、ケシ以外の農業振興計画の策定も開始した。同年 10 月には麻薬撲滅を宣誓する「禁毒誓師大会」を開催し、UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime) を含む国連機関の専門家や 27 カ国の駐ミャンマー代表をラオカイ市に招へいし、没収した麻薬をその場で焼却し⁹、ケシ撲滅推進の決意を表明した。

しかし、国際社会は援助を約束したにもかかわらず、実際にはほとんど実現せず、財政難に直面した彭家声率いるコーカン特区政府は、政権内で麻薬撲滅運動に不満を抱く元 MNDA 有力メンバーの反乱も起こり、一時は別の政権がミャンマー政府によって認知されるなど¹⁰、麻薬撲滅運動は崩壊寸前となった。

麻薬撲滅運動が再び加速化するのには、彭家声が再度、ミャンマー政府から特区政府主席として認知された 1995 年以降のことである¹¹。1996 年には、中緬国境および主要道路沿いのケシ栽培を強制的に禁止した。1997 年には『禁毒法』¹²が施行され、1999 年までの間に「禁制、禁販、禁吸、禁種」（麻薬の製造、販売、使用、栽培を禁ずる）の「四禁令」などが公布された。その後も、『禁毒法』と『四禁令』の補完するものとしていくつかの法律と規則が公布された¹³。コーカン政府は当初、2005 年までの麻薬完全撲滅をコミットしていたが、2002 年 4 月には、2003 年雨期前までの完全撲滅へと前倒しの実施を宣言した。

援も受けられず、発展はありえないと認識していたという。

⁹ 処分した麻薬は、ヘロイン 162.5 キログラム、モルヒネ 16 箱、アヘン 114 キログラム、生アヘン残渣 1500 キログラムであった。

¹⁰ 麻薬撲滅の推進に伴い、コーカン地区では収入源が断たれ、財政が困窮した。1992 年には、MNDA 副総参謀長の楊茂良が、彭家声政権に対し反乱を起こした。激しい戦闘の後、1993 年に、楊茂良はコーカン軍への実質的支配権を手に入れた。同年 2 月 27 日、彼はラジオで SLORC 首脳に会い、3 月 8 日には SLORC から正式の「任命書」が交付され、「特区軍事委員会」を設立した。楊茂良はコーカンの最高権力者として認められたのである。この事件は「92 兵乱」ないし「彭楊内乱」と呼ばれる。さらに 1995 年 8 月 1 日、元コーカン特区モンコー県令であったモンサラは、コーカン特区（楊茂良政権）と MNDA（彭家声政権）からの脱離を宣言し、独立の「モンコー民族保安軍政委員会」を設立した。MNDA 司令部は、モンサラの叛乱に対しすぐに討伐を開始したが、3 ヶ月しても鎮圧できなかった。その後、彭家声の弟である彭家富が激しい軍事行動を展開し、撃退した。それをみた楊茂良は、慌てて自らの最高権力者の座を SLORC に返上した。この「95 叛乱」と呼ばれる一連の軍事衝突を契機に、ミャンマー政府軍はコーカン特区に進駐した。

¹¹ 1995 年 12 月 3 日、SLORC 第一書記キン・ニュン (Khin Nyunt) はラジオで彭家声と会見をし、彭家声が MNDA とコーカン特区における最高権力者として正式に認めた。

¹² 『禁毒法』は、ヘロインなど精製麻薬の製造、販売、使用を禁じた。具体的には、ヘロインを製造・加工する者に対し、規模の大小にかかわらず、すべて刑事責任に問う。またヘロインを販売する者は、販売量に応じて最高刑として死刑が適用される。最後に、ヘロインの使用者（注射ないし吸飲）に対し強制治療を実施する。

¹³ たとえば、1999 年公布の『關於広範進入持久開展「禁毒法」教育學習宣伝的決定』、『關於加強戒毒農場管理的規定』、『嚴打与禁毒聯合公告』、2000 年公布の『禁毒委員會命令的通告』、『特区禁毒禁種緊急會議決定』、2001 年公布の『關於嚴厲打擊毒品犯罪的公告』、『特区禁毒補充規定』などがある。

こうして、前掲表 1 にみるように、ケシ作付面積は 1998 年から減少を開始し、アヘン生産量も 2000 年以降急激な減少をみせ¹⁴、2003 年までに麻薬は完全に撲滅され、2004 年以降にはケシ栽培とアヘン生産がゼロとなった¹⁵。コーカン地区以外でも麻薬撲滅が進んだ結果、ミャンマーのケシ栽培面積は、1997 年の 155150 ヘクタールのピーク時に比べて 2006 年には 21500 ヘクタールまで減少した¹⁶。

なお、コーカン地区の最近の農業の概況は表 2 に示した通りである。

表 2 コーカン地区の農業生産

	穀物作物(2006年)			非穀物作物(2011年)				
	水稻	陸稲	トウモロコシ	サトウキビ	クルミ	ゴム	茶	野菜類
作付面積(ha)	6,122	6,208	—	9,000	3,100	1,466(110)	2,000	18
本数(本)	—	—	—	—	66,913	661,000	8,920,000	—
生産量(t)	9,405	4,437	11,520	392,000	—	136,800	—	—

出所) 緬甸掸邦『果敢誌』編纂委員会 (2012) より筆者作成。

注 1) カッコ内は成熟期 (樹齢 7~27 年) にあるパラゴムノキの栽培面積。

2) 2006 年の現地統計によると、陸稲とトウモロコシの作付面積 6208ha のうち、約 3 割 (2069ha) は常畑、7 割 (4139ha) は約 5 年の休閑期間をサイクルとする焼畑である。

若干の説明を加えると、まずラオカイ盆地を中心に、水利条件の良い平坦地では水稻栽培が行われてきた。一方、山間部では、陸稲とトウモロコシが主要作物であった。しかし、2000 年代、特にその半ば以降、平坦地と山間地の両地域でサトウキビ栽培が広がってきた。伝統的な水稻地帯でもサトウキビ栽培が拡大するにつれ、水稻作が縮小する傾向がみられる。さらには、近年、天然ゴムが導入されているが、収穫まで少なくとも 7 年かかるため、ゴム液の採取が行われている面積はまだ 110 ヘクタールにすぎない。

標高の高い山地では、茶あるいはクルミとトウモロコシの組み合わせが一般的である。地区内には従業員 10 名のプーアル茶の民間加工工場が 1 つあるが、小規模家族経営による茶の生産・加工が一般的で、伝統的加工方法で自家製茶をし、近くの定期市で少量ずつ販売されることが多い。クルミは、平坦低地のサトウキビ、ゴムと同様、重要なケシ代替作

¹⁴ アヘン生産量は、すぐには減少せず、1998 年に 80 トンでピークに達した。ケシ栽培に化学肥料投入が普及し、面積当たり生産量が高まったからである。

¹⁵ 麻薬ビジネスは、少数民族勢力の重要な財源であったが、その補てん財源として、後述の日本と中国からの代替作物支援のほか、カジノ経営 (顧客は主に中国人観光客) を始めたことが大きかった。

¹⁶ コーカン地区の完全撲滅とは裏腹に、2006 年以降、シャン州のケシ栽培は再び増加した。2003 年以前の栽培面積に比べれば、北部ではケシ栽培が縮小したが、中南部では高密度の零細栽培が依然継続されている (Shan Herald Agency for News 2008)。栽培面積が拡大した原因の 1 つは、中南部ではケシ代替作物を見つけれないまま、生アヘン生産が依然として唯一の現金収入源となっていること、もう 1 つは、森林の減少により土壤に含まれる水分の保持が難しくなった地域が拡大し、農民が乾燥にも耐えるケシを栽培せざるを得なかったことである。詳しくは Kramer and Woods (2012) 参照。

物として推進されているが、本格的な経済効果はまだ先のことである¹⁷。

表 2 に示したように、野菜の栽培もほとんどない。一つは、山間地域の住民は山菜を採集する伝統があり、野菜栽培に不慣れであること、もう一つは、ケシ栽培時代において、ほぼすべての農家が、野菜を含め、食料品を外部から購入する慣習があり、今日に至っているからである。その他、キャッサバ、小麦、ジャガイモ、豆類などの栽培も行われているが、統計が存在しないため、表 2 には掲載していない（自給的生産にとどまっていると思われる）。

II サトウキビ契約栽培の導入とその経済効果

図 2 に示したように、1990 年代後半以降、ケシ代替作物として、国際協力機構（JICA）はソバ、雲南省の製糖工場である南傘糖廠¹⁸はサトウキビをほぼ同時に導入した。

図 2 コーカン地区における麻薬代替作物の導入過程

¹⁷ その理由は 3 つ挙げられる。1) くるみは、その苗木が植えられてから収穫のできる成木に育つまで長い年月（7 年以上）を要すること、2) 現地では幼木の死亡率が極めて高いこと、3) クルミ栽培にあたっては丁寧なケアを要するが、新規農家はほとんど栽培技術を持っていないため、経済効果を予想することが困難であること。なお、クルミの実を収穫できるまでの期間、土地を有効利用するため、トウモロコシとの混植がしばしばみられている。クルミ幼木は死亡率が高い理由は現地では二説あり、一説は使った苗木は偽物であること、もう一説は植え付け場所の選定、灌漑や害虫管理などはほとんどされていないこと。確かに偽物説は村民の共同認識であるが、死んだ幼木の苗木は村民自ら中国商人から購入したもの（10～20 元/株）だけでなく、当時の特区政府と各 N グラム O が無料で配ったものも含まれている。そのため、政府と N グラム O は偽物説を認めない。

¹⁸ 南傘糖廠（「南華集団」という企業グループの子会社）のサトウキビ契約栽培は、中国政府が海外麻薬生産地で代替作物プロジェクトに参入する企業を奨励した典型例である。その背景は、1990 年代以降、中国政府は国内麻薬取締および関係諸国の麻薬栽培撲滅を目的として、東南アジア地域のケシ代替事業を支援してきたことにある。とくにミャンマーとラオスにおける代替作物開発プロジェクトをはじめとするケシ代替事業に対して、累計で 5 億元以上にもなる中国政府の出資が 10 数年にわたって実施されてきた。その結果、両国農村でケシ栽培から他の農作物栽培へと転換された土地の総面積は 4 万ヘクタールを超えた。2004 年、中国国家商務部に所属する「122 工作組」が設立された。その目的は「ゴールデン・トライアングル」のケシ栽培を減少させること、さらに中国企業のミャンマーおよび北ラオスへの投資を促進・奨励し、代替作物の開発を円滑に進めることである。

中国国家禁毒委員会によると、2007 年までに計 135 社の中国企業がラオスとミャンマー北部で代替作物開発を推進してきた。投資額は 1.69 億元を超え、代替作物の作付面積は 26.75 万ムー（17,833 ヘクタール）に達した。さらに雲南省政府は、2003 年以来、省内企業がミャンマー北部とラオス北部で麻薬撲滅のためケシ代替作物を栽培し、関連産業の発展に寄与するよう後押ししてきた。2005 年まで雲南省の企業はミャンマー北部とラオス北部への農業に 5 億元超の資金を投じた。そのため、出入国手続きの簡素化や信用保険によるサポートなど一連の優遇措置が導入され、投資リスクの軽減が図られた。さらに 2006 年より、雲南省では、海外の麻薬生産地で代替作物の栽培への企業参加が奨励されるようになった。これら一連の施策の下で、これまで中国企業がミャンマー北部とラオス北部で導入したケシ代替作物の総面積は 6 万ヘクタール超に達しているという。詳しくは中国公安部国家禁毒局（2008）参照。

JICA ソバ導入		専門家訪問 実験栽培 (栽培作物:水 稲、陸稲、トウモ ロコシ、ソバ)	①コーカン特区政府とソバ 栽培プロジェクトの推進で 合意、本格的展開 ②種子配分・技術指導・ 買取先の準備				栽培面積・収量の 拡大 買取中止・停止 ⇒契約の破綻		※ソバを食する慣習がない ⇒日本市場に全面的に依存 ※品質管理に関する意識が薄い ⇒買取制限				
	年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007以降
南傘糖廠 サトウキビ 導入	「サトウキビ 栽培協議」 の締結 (コーカン政 府と鎮康県)	南傘糖廠設立	①技術員の派遣・長期駐在 ②100%融資を承諾、7戸農家と契約 ③中国籍農民を誘致(借地による試験栽培) サトウキビの高収益性を周知				現地契 約農家 の増加		中国 農民 帰還			①総生産量24.5万ト ン ②85%は南傘糖廠 へ搬入・加工(加工 総量の60%)	拡大しつ つある

出所) 2012 年現地調査および元 JICA ソバ栽培プロジェクト専門家・吉田実氏の情報、ならびに
緬甸揮邦『果敢誌』編纂委員会 (2012) より、筆者整理。

JICA は、1997 年から 2004 年まで、ケン代替作物としてソバを導入する援助プロジェクトを実施した。まずソバ栽培の日本人専門家が数回にわたって現地訪問し、試験栽培を行った。ソバがコーカン地区の気候風土に適していることがわかると、両国政府はソバ導入プロジェクトに合意し、2001 年から技術協力が始まった。農家の積極的関与を促すため、ソバの種子を配布し、専門家による丁寧な技術指導が行われた。しかし、ソバを食べる慣習がない現地での需要はほぼ皆無であり、全量を買上げ、日本に輸出するというスキームは、そもそもかなりの無理があった。ソバ栽培面積が拡大し、生産量が増加すると、買上げが不十分となり、値崩れを起こした。買付の契約価格は、「中国産ソバの国際価格と同等 (トンあたり 200 ドル台)、あるいは品質に応じてそれ以上」となっていた。また買付け制限がなされた最大の理由は、農家が品質管理をできなかったからである。新鮮さが求められるソバに対し、現地で小規模農家から買い上げるために手間と時間がかかり、またコーカン地区からヤンゴン経由で日本までの輸送時間も要し、さらにミャンマー政府の輸出許可を得るためヤンゴンに 1~2 ヶ月留め置かれたこともあり、結局、時間とコストがかかりすぎ、日本市場に出しても買い取ってもらえないということになったという¹⁹。こうして、2004 年の JICA 撤退後、ソバ栽培は持続性を失ったのである²⁰。

対照的に、1998 年に開始した南傘糖廠によるサトウキビ契約栽培は、以下のような経過をたどった。最初の 4 年間 (1998~2002 年) は、南傘糖廠が農民の信頼を得るため技術は無償提供し、種苗、化学肥料、農薬を全量配布し、収穫後に代金を差し引く形で融資した。しかし、サトウキビがなじみの薄い作物であったため、契約した農家は、コーカン地区全域で 7 戸 (200 ムー余り) のみであった。したがって、南傘糖廠は、対策として、中国鎮康

¹⁹ JICA ソバ栽培プロジェクトの元専門家・吉田実氏 (2013 年) への聞き取りによる。ただし、コーカン自治区主席・白所成氏に対する聞き取り (2012 年 8 月) によると、2002 年の収穫時には、買付価格は当初の契約価格の半分まで低下し、また買付契約の破棄も続出したという。

²⁰ ただし、JICA の事業は終了したものの、ごく少数でありながらもコーカン地区の農家はソバを栽培し続けている。具体的には、JICA ソバ栽培プロジェクトの元専門家・氏原暉男氏が 2006 年に NPO 法人 Adpea (特定非営利活動法人アジア麻薬・貧困撲滅協会) を設立し、ソバを日本へ輸出するようになった。さらにその後、2008 年よりマンダレー現地工場と連携し、ソバ焼酎の生産をはじめた。それゆえ今日まで、そこでの需要は持続している。

県の農民をコーカンに誘致して借地によるサトウキビのデモンストレーション栽培を実施した。また 2002 年には、南傘糖廠は 12 名の技術員をラオカイにある「サトウキビ管理委員会」に派遣した。その後、さらに 12 名の技術員が追加され、合計 24 名の技術員が活躍した。

こうした努力の結果、コーカン地域の農民は、徐々にサトウキビ栽培の収益性を認識し、栽培方法や技術を習得するようになった。2004 年以降、サトウキビ契約栽培が定着すると、中国籍農民は帰還していった。

サトウキビの契約栽培は、農家と中国企業との二者間契約ではなく、上記のサトウキビ管理委員会²¹（以下「管理委員会」）を間に立てた三者間契約である。その際、管理委員会は、①作付け地と栽培面積の確定、種苗の選定・提供、栽培時期や収穫時期、農薬・肥料の使用時期など栽培に関する調整・連絡、および②買付価格の連絡を、企業と農民の間で行う。具体的には以下の通りである。

まず、栽培を希望する農家は、希望面積を管理委員会に申請する。管理委員会は、農家の申請を南傘糖廠へ通達する。その後、技術員が圃場を視察し、問題がなければ、農家は管理委員会に行き、南傘糖廠と正式の契約を結び、栽培面積が最終決定される。品種については、技術員が土壌条件などを考慮して決める²²。

耕起作業は、契約初年度の農家に対しては、南傘糖廠が無料でやってくれる。2 年目以降は、農家が有料で南傘糖廠に依頼してもよいが、他の耕耘機所有者に依頼するか、または多いのは、ミャンマーの内地から来るビルマ族の出稼ぎ農民に手作業での耕起作業を依頼する。種苗、肥料、農薬の種類や使用量、使用方法、使用時期については技術員の指導に従って行うのが一般的である。その購入先については農家が自由に決められるが、南傘糖廠が農家に現物で提供し²³、収穫後に代金を回収するケースがほとんどである²⁴。代

²¹ サトウキビ管理委員会は、2002 年 12 月に当時のコーカン特区政府によって設立されたサトウキビ栽培を推進・支援する組織である。その前身はコーカン地域の農業発展のために 2001 年 8 月に設立された「特区農業発展委員会」である。なお、管理委員会は現地農家から「サトウキビ指揮部」と呼ばれている。

²² 品種には「一級品種」および「二級品種」の 2 種類があり、前者は保水環境のよい平坦地にしかならぬが、高糖で多収であるのに対し、後者はその以外のあまり条件のよくない土地に適しており、糖分は低く収量も低い。ちなみに、近年における一級品種の栽培面積は、全体の 9000 ヘクタールのうち、わずか 200 ヘクタール程度である。現地調査によると、2013 年現在で栽培中の一級品種には、粵糖 00236 号、粵糖 93159 号、閩糖 69421 号、台糖 90 号、台糖 7909 号、新台糖 20 号があった。

²³ ただし、種苗については、現地では種苗をそのつど新植するよりも、株出し法によって連作回数を 3 回まで増やすことを好む。具体的には、収穫直後からの地価の根株をそのまま発芽させるか、あるいは遅発茎の株または収穫したサトウキビの梢頭部を切り、それらを畑に指して発芽させる方法を採用する。

したがって、多くの農家が収穫したサトウキビの梢頭部を南傘糖廠からではなく、同じ村の農家からの購入を好む傾向にある。それは、日頃から周囲の農家のサトウキビ成長状況を把握できるため、品質についての不確実性が少ないからである。前年度に収量の高かった畑から採取された種苗は、絶大な人気を博すという。ちなみに、その購入価格は毎年のサトウキビの買い上げ価格と同じである。

金は、農家が工場にサトウキビを納入した時点で確定した売上高から差し引かれ、農家への支払いは、サトウキビ納入日の翌週に一括して行われる。

ただし、代金回収は、2009年までは3年の割賦（1年目30%、2年目40%、3年目30%）で行われてきた。しかも2007年までは無利子であり、以後2009年までは年利6~7%であった。2010年以降になると、2年の割賦制度（1年目50%、2年目50%）に変更されたが、金利は年6~7%で変わらなかった。

ちなみに、南傘糖廠が農家に提供する場合、1ヘクタール当たりの肥料は、尿素600キログラム、混合肥料1200キログラム（合計で約2700元）の融資を行ったことになる。さらに、国境を越えて南傘糖廠まで取りに行くことができるならば、有機質肥料（1500キログラム：約150元）の融資を受けることもできた²⁵。

後述のように、地元の農家が村の富裕層や親戚などから借りる場合、月利5~10%になるのが一般的であるから、南傘糖廠の投入財（化学肥料および農薬）に対するこうした融資制度は、資金力のない農民でもサトウキビの契約栽培を行うのを可能にしたといえよう。

サトウキビの買い付けについては、まず、契約した作付面積からの収穫物は南傘糖廠への全量搬入が農民に義務づけられている。その際の買付価格は、「保証価格+変動価格」という方式が採用されている。すなわち、過去の趨勢価格に基づき、作付前に保証価格が決められ、それが最低価格となる。その後、買付が終了したとき、市況および国際粗糖価格などを総合的に勘案して変動価格分が付加される。たとえば、2011年度の保証価格は前年度の最終買付価格（トン当たりで、一級品種403元、二級品種378元）であったが、収穫までに2回の価格調整を行った結果、最終買付価格は一級品種425元、二級品種408元となった。

サトウキビの収穫・出荷は12月、製糖工場の操業にあわせて始まり、翌年5月には終了する。製糖工場の処理能力を最大限効率よく実現するため、運送計画は何より重要である。運送計画の調整は、工場派遣の技術員とサトウキビ指揮部の職員が共同で担当する。サトウキビは、収穫適期が過ぎると糖分含有量が低下し、また収穫後12時間以上が経過すると糖度が急速に低下していくから、工場への素早い搬入が不可欠となる。農民にとっても、収穫後時間がたつと茎重が減り、支払いが減少するので必死である。なお、圃場から製糖工場への運搬には、主に工場がアレンジしたトラックを使い、費用はすべて工場が負担する。

ちなみに、南傘糖廠は、1997年から道路や水利などインフラ整備を行っている。幹線道

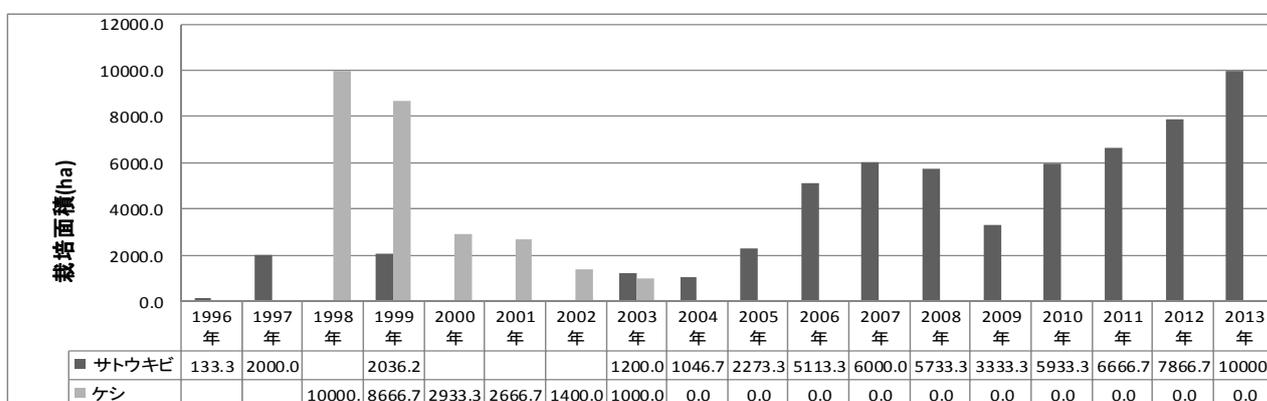
²⁴ 市場で肥料などを購入すると、偽物の恐れがあり、リスクが高い。

²⁵ 2010年までは、サトウキビの搾汁後の廃棄物（茎の滓）と廃糖蜜（サトウキビの搾汁から粗糖へ、さらに粗糖から上白糖への精製という二つの過程で残った粘状で黒褐色の液体、現地では「糖泥」と呼ばれるもの）を有機質肥料として提供しており（当時の価格は約100元/トン）、農家には好評であった。しかし、その後、廃棄物と廃糖蜜が製紙とバイオエタノール製造の原材料として使用されるようになったため、南傘糖廠は有機質肥料の提供を急に停止した。そのため、サトウキビの収量が減少したという農民もいる。また、羊の糞を購入し、有機質肥料として使用している農家も少数ある。

路は整備済みであったが、幹線道路からサトウキビの圃場までの農道は、こうして工場側が負担して整備したのである。総投資額は 982.5 万円で、うち 81.9 万元は水利、残りのうち 597.7 万元は新規道路建設、302.9 万元は既存道路の修復に使われた。2010 年から 2012 年春まで、1980km の新規の農道が建設され、修復された道路は延べ 4538km に達した²⁶。

2004 年以後になると、現地農家によるサトウキビ栽培が軌道に乗って著しく拡大し、中国籍農民は帰還していった²⁷。2006 年には、コーカン地区のサトウキビ生産量は 24.5 万トンに達し、うち 85%は南傘糖廠に搬入された。またコーカン産原料は、同糖廠の加工総量の 60%を占めた²⁸。図 3 にみられるように、コーカン地区では、1990 年代末から麻薬撲滅運動が進められ、その代替作物としてサトウキビの作付面積が急増した。

図 3 コーカン地区におけるケシおよびサトウキビ作付面積の経年変化



出所) サトウキビ作付面積は、1996 年、1997 年および 2007～2013 年については、サトウキビ管理委員会資料および聞き取り調査より筆者作成。2003～2005 年については、南傘糖廠資料より筆者作成。2006 年については、緬甸撣邦『果敢誌』編纂委員会（2012）、『果敢誌』、天馬出版有限責任公司（香港）より筆者作成。ケシ作付面積は、緬甸撣邦『果敢誌』編纂委員会（2012）。

Ⅲ 農村所得格差の拡大と若干の将来展望—C 村の事例を中心に

1. 広域調査

麻薬代替作物としてのサトウキビの農家レベルでのインパクトを評価するため、2012 年～13 年にかけて、現地調査を行った。調査は、コーカン地区でサトウキビ契約栽培が最も盛んなラオカイ地域を対象に行うことにし、具体的には、チンパーチェーン郡とシュエ

²⁶ 出所:南傘糖廠資料。

²⁷ 2012 年の「サトウキビ管理委員会」経理部職員への聞き取りによる。

²⁸ 南傘糖廠（2007）『南傘糖廠 2006 年度 - 2007 年度統計』による。

ンズ郡から 12 の村（図 4）を紹介され²⁹、概要の聞き取りとともに、12 ヲ村 100 世帯から詳しい情報を得た。100 世帯の基本情報は、表 3 に示した通りである。

図 4 調査対象 12 ヲ村の位置



出所) 筆者作成。

注：調査は No.1 から No.12 の村で実施した。

その結果、調査対象村 12 ヲ村は、3 つの類型に分類することができた（表 3）。

表 3 調査対象 12 ヲ村と調査世帯の概要（2012 年現在）

²⁹ 2012 年 8 月、まずコーカン自治区主席である白所成氏に聞き取りを実施し、「コーカン婦女児童联合会」の副主任の紹介を受けた。「コーカン婦女児童联合会」に 12 ヲ村を紹介してもらい、そのスタッフに同行してもらった。さらにサンプル世帯（100 世帯）の訪問・調査についても、アドバイスをいただいた。

類型	村番号	世帯数	人口 (人)	サンプル世帯概要			世帯あたり農地所有(ha)					世帯あたり資産保有総額(元)	
				世帯数	世帯規模 (人/世帯)	世帯あたり 就業人口	合計	内訳				家畜	運搬手段/耐久財
								水田	陸稲畑	サトウキビ畑	トウモロコシ畑		
I型	No.1	120	726	5	6.6	3.2	1.99	0.11	0.02	1.59	0.27	11,270	15,166
	No.2	121	734	10	8.8	4.9	2.44	0.18	0.00	1.99	0.27	14,158	58,368
	No.3	65	393	1	10.0	4.0	5.04	0.67	0.00	4.00	0.37	18,260	162,710
	No.4	64	393	8	4.8	1.9	2.23	0.58	0.04	1.50	0.11	12,147	37,979
	No.5	155	982	17	6.6	3.1	2.14	0.27	0.00	1.82	0.05	6,031	22,801
	No.10	185	1020	1	5.0	5.0	4.33	0.00	0.00	4.13	0.20	17,672	75,900
II型	No.6	110	663	12	5.7	3.3	2.00	0.00	0.00	1.81	0.19	6,796	10,894
	No.7	120	628	6	6.5	3.2	4.20	0.00	0.00	3.86	0.34	18,291	20,208
III型	No.8	97	550	10	6.8	3.1	2.57	0.00	0.00	2.46	0.11	14,275	15,005
	No.9	61	382	7	5.4	2.4	1.70	0.00	0.00	1.33	0.37	13,964	4,223
	No.11	68	420	8	5.1	2.9	2.27	0.00	0.00	1.91	0.36	9,197	14,548
	No.12	115	710	15	5.8	3.3	1.59	0.00	0.00	1.17	0.42	4,768	11,275
合計		1281	7601	100	6.3	3.2	2.27	0.12	0.004	1.91	0.24	10,105	23,067

出所) 2012 年および 2013 年現地調査。

注 1) 就業者には 15 歳以下の者も含まれる。

2) 資産には家畜、運搬手段、耐久財が含まれる。家畜(牛、水牛、豚、鶏)は販売価格で評価した。運搬手段(オートバイ、小型乗用車、トラック)の評価額は、減価償却費を差し引いた純資産額(運搬手段の価格は取得価格と標準的耐用年数に基づき、定額償却法により評価。ただし小型乗用車の約 8 割以上、オートバイの半分、トラック 7 割以上は中古品)。

3) 耐久財には、ビデオディスクプレーヤー付きカラーテレビ、電話/携帯電話、冷蔵庫、炊飯器が含まれている。

まず、第 I 類型の 6 カ村は、地理的立地条件が良好である。1 つは、平坦地に位置し、水田を持つ農家世帯の割合が比較的高く、しかもサトウキビ栽培の適地が大きく広がっていること、もう 1 つは、ラオカイ市の近郊³⁰、または中国国境に近く、道路、電気、電話などの近代的生活・通信手段が比較的に早い時期(90 年代初め)に整備されたことである。したがって、教育水準も高く³¹、また近年では、運転手、売店経営、家屋賃貸のような非農業収入を得る機会が増加している。第 I 類型の村は、その立地条件から、ケン栽培への参入はむしろ、他の地域よりも遅かったことがわかっている。すなわち、No.2 村の村民への聞き取り調査によると、化学肥料が導入された 1980 年代頃には遠方の高山地域で借地をし、常畑でのケン生産に関わった世帯が少なくなかったという³²。また、第 I 類型の村民たちは、ケン栽培よりもむしろ生アヘン買い付けの仲介者として流通に携わっていたことも判明した。他方、サトウキビの導入は最も早く(遅い農家でも 1998 年前後)、契約栽培以前の段階で中国に出荷していた(図 3 参照)。

次に、第 II 類型の 2 カ村は、第 I 類型よりも平坦地が少なく、また町より遠いが、第 III

³⁰ No.10 村は郡庁所在地であるため、道路などインフラ面では先進的であり、非農業就業機会も多いので、第 I 類型に含めた。

³¹ 子供を中国側の南傘鎮の華僑向け学校に通わせる世帯が多く存在している。

³² 魯成旺(2003)によると、No.5 村では、1991 年の全 83 世帯のうち 80 世帯は遠方山地を借地してケン栽培を行なったとしている。それは、No.2 村の村民の語り(筆者聞き取り)と一致している。

類型と比較すると、平坦地とインフラに恵まれている。第Ⅱ類型は、一般に村内の経済階層がはっきりしている点に特徴があると思われる。その理由は、農地がラオカイ盆地から離れており、平坦地は一部の富裕な農家によって独占され、一般農家が持つ農地は奥山に行く手前の山間部傾斜地に集中しているからである。ケシ栽培が行われる奥山には遠いので、第Ⅱ類型の村は、1960年代以降になって、土地を借り、ケシ生産に関わった者が多いが、それまではケシ栽培の典型的な村であったとはいいいにくい。一方、立地条件が悪いため農業生産が難しく、非農業就業機会も少ないので、長い間、あまり人の住んでいない土地だったという³³。サトウキビ導入については第Ⅰ類型村の後に続き、南傘糖廠が契約栽培を本格的に導入した後（2000年前後）に栽培し始めた農家が多い。

最後に、第Ⅲ類型の4ヵ村は平坦地がなく、主食（コメ）の生産をほとんど行っていない。移民村であるNo.9村を除けば³⁴、19世紀末からのケシ栽培時代において、村内の農地を利用してケシ栽培（常畑）を行うことに加え、焼畑と借地といった方法でケシの生産に積極的に参加した世帯が圧倒的に多かった。サトウキビ畑は第Ⅱ類型の一部農家（注26参照）と同様、ケシ畑、陸稲やトウモロコシ焼畑、あるいはある程度「私有化」された山間傾斜地をそのまま利用している。つまり、焼畑耕作から常畑耕作への移行が進むにともない、常畑面積は限界まで拡大していた。それを可能にした理由の一つとして、以前の焼畑耕作期においてケシ栽培に適さないとされた山間傾斜地が、その後サトウキビやトウモロコシ畑として開拓されたことが挙げられる。

2. C村の選定と概要

以上3類型の12ヵ村のうち、第Ⅲ類型のNo.11村（C村）を選定し、よく詳しい農家調査を行うことにした。第Ⅲ類型は、最も遠隔地にあり、平坦地も少ないので、ケシ栽培禁止による影響を最も深刻に受けたと思われるからであり、村民がいかに対応したか、知りたかったからである。調査は2013年5月に行い、全68世帯のうち35世帯を対象に、労働投入を含む詳細な農業経営データを入手した。

C村は、68世帯420人の小さな村である。図5に示すように、集落の西にある幹線道路

³³ 第Ⅱ類型の村に限らず、第2次世界大戦の勃発後、戦場から逃げ出した中国人はコーカン地区に移住してきた。本文で述べたように、コーカン地区に移住してきた人々（家族集団）は、移住の時代は早ければ早いほど比較的規模の大きい土地を持つ傾向にある。さらに1950年代以降、中国でケシ栽培が禁止されて以来、コーカン地区にはケシ栽培の規模を拡大する人が急に多くなった。そうした流れの中、生計が立たない国境近くに住む中国人は、コーカン地域に移住することが一時期流行った。その結果、あまり人の住んでいなかった山間部傾斜地も開墾され、住民が増えた。ところが、その後1990年代末以降コーカンでもケシ栽培が禁止されるにおよび、2003年までに中国に戻っていった人が少なくなかった。その一方、残った人はやむを得ず一般作物にもケシにも適さない山間部傾斜地に対して、最低限の自家燃料を確保さえすれば、最大限まで開拓を施し、サトウキビ、あるいはトウモロコシを栽培するようになった。

³⁴ No.9村に移住してきた人びとは約30km離れたコーカン地区東部のD村（ケシ生産に適し、高品質アヘンの産地として知られる）出身である。移住の最大の理由は、土地が不足していたことにあると思われる。

を北上するとラオカイ市まで約 23km、中国の南傘鎮まで約 33km であり、南下するとチンシュエホー（中国国境・孟定鎮清水河口岸³⁵）まで約 13km である。同村は 300 年以上の長い歴史をもっている。村は 3 つの集落³⁶から成る。

(1) 農業生産の歴史

19 世紀末からケシ撲滅運動が行なわれた 2000 年まで、C 村のほぼすべての農家は、ケシの生産・販売に携わっていた。もともとケシ栽培は、大抵集落から遠く離れた奥山で、焼畑農法によって行われてきた³⁷。木や草を燃やし、その跡地でケシを栽培する。別の焼畑地では陸稲やトウモロコシも栽培したという。ケシを収穫した後、1 年で焼畑は放棄される。次年度には、別の山地に移り、焼畑を作る。休閑期間はおよそ 10 年であり、10 年後に元の土地を再び焼畑地にしたという。ところが、その後、土地不足に直面したケシ農家は、焼畑休閑期間を徐々に短縮せざるを得ず、一方、1980 年代以降になると、中国から化学肥料が容易に入手できるようになり、焼畑地にも化学肥料を投下するようになっていった。その直前の休閑期間はおよそ 2~3 年であり、化学肥料が入るとともに一気に常畑化したようである。なお、化学肥料を使う以前、豚や鶏の糞を肥料として使う農家も出現したという。こうして、1980 年代に入ってから、化学肥料の導入をきっかけに、ケシの常畑栽培が急速に拡大し、生産拡大に拍車がかかったと思われる³⁸。

以下、筆者の聞き取りによると、常畑でのケシ栽培および生アヘンの生産方法は、以下のようであった。

まず麻薬密売人から前金を受けて種を撒き、除草、間引きの後、収穫する。播種から収穫までは 8 月から 12 月までの 4 ヶ月かかる。特筆すべきは、最も労働集約的かつ技術を要する収穫作業（1 月から 3 月まで）。収穫は、早朝、丸い果実を傷つけ、乳液を滲ませる。果実の傷つけ方によって乳液の採取量が大きく変化するので、その技術は重要である。乳液を夕方まで乾燥させ、成形したものを刀で集めれば、生アヘンができる。生アヘンが一定量（3 両＝約 93 グラム）になれば、農家の庭先にやってくる密売人に売り渡すか、あるいは自分で 5 日市に出向いて販売する。ケシ栽培に必要な農具は鋤と刀しかなく、鋤さえも所有していない農家が多数あったという。

筆者の聞き取りによると、1990 年代末頃のケシ栽培の収益性は、次の通りである。すな

³⁵ 清水河口岸は、中国・孟定鎮とミャンマー・チンシュエホーの間に位置する出入国検査場（一級国境ゲート）である。なお、一級（国家クラス）国境ゲートは、形式上では国境ゲート警備、税関および検査検疫などの国境通過に関わる関連諸機関が設置され、第三人の通過を認める国境ゲートである（畢 2008）。ただし、畢（2008）によると、実のところ、「第三人は中国とミャンマーの双方の国境ゲートを通過することができ」ない。この点は、筆者も関連機関での聞き取りにより確認済みである。

³⁶ ただし、集落の境界ははっきりしていない。

³⁷ 村に比較的に近い東南方向には山（標高 1450m 前後）があり、冷涼で乾季降水量が少ないため、小規模にケシ栽培が行われていた。ケシ禁止後、大部分は放置されたままである。

³⁸ 詳しくは『果敢誌』を参照。

わち、収穫量は地理条件や気候条件に大きく左右され、1 ムー (1/15 ヘクタール=6.67 エーカー) 当たりのケシ畑から 10~48 両 (1 両=31g)、平均すると約 29 両 (899g) の生アヘンがとれる。当時の生アヘンの買い付け単価は、一両当たり 55~70 元 (ちなみに周辺地域におけるアヘン買い付け相場について、2002~2005 年の単価は 160 元、2006~2008 年は 220 元、2009~2013 年は 300 元) であり、したがって 1 ムー当たり 29 両とすると、経費はほぼゼロなので、所得は 1595~2030 元であったことになる³⁹。農家のケシ栽培面積は一般に 5~10 ムーであったが、中には 20 ムーを超える農家もあったという。以上を総括すると、1990 年代末頃のケシ農家の年間所得は、9000~20000 元、最大で 40000 元を超えていたと推測される⁴⁰。

C 村では、当時、集落の周辺に林地が広がり、各種の灌木、野生バナナ、山菜が自生していた。林地所有者は確定していたものの、その頃は、誰でも自由に食料や飼料を採集できたという。

(2) 土地分配の歴史

ここで、C 村における土地分配の歴史を検討したい。その起源は、コーカン地区がイギリス植民地になる以前、中国の支配下にあった頃に成立した中国土司制度⁴¹である。当時、すべての土地は 1 人の土司と官家が所有しており、収穫物の 3 分の 1 を地代とする小作農によって耕作されていた。英国植民地以降も土地制度は変わらず、1947 年にミャンマー連邦が独立して以降、歴史上はじめて土地制度が法律の形で明文化された。1950 年代にミャンマーは土地改革を行い、コーカン地区でも従来の小作農に土地が分配された。しかし、1960 年代の 10 年間は、権力闘争が激しくなり、戦乱の中で、他の地域へ逃亡した人々が多く出ることとなり、官家出自の人々への土地の集中が進んだ。その後、1969 年になると、コー

³⁹ 生アヘンを売買するために重さを測定する時に、天秤ばかりを使う場合、重さを量りたい生アヘンと AK-47 銃弾玉 (約 8.9 グラム)、あるいはインドルピー銀貨 (約 11.3 グラム) とをつりあわせることによって、生アヘンの重さを測定する。従って、計測時に道具によって誤差が生じることがある。

なお、元 JICA ソバ栽培プロジェクト専門家の吉田実氏は、「コーカン特別区の麻薬撲滅と今：1999 年~2007 年」と題する講演会 (2013 年 4 月、京都大学東南アジア研究センター) で、UNODC の 1999 年のデータを用いてケシの収益性を推計した。それによると、生アヘンの生産性は 3.2 キログラム / エーカー (540 グラム/ムー)、単価は US ドル 200 (1600 元) / キログラムであり、1 ムー当たり所得は 864 元となる。また、ケシ畑で働く労働者の日給は 20 元とされた。

⁴⁰ なお、ケシ畑で労働者として雇われる場合、3 ヶ月毎に 1200 元の定額給を得ていた。しかも、たいていの場合、雇用期間は 3 ヶ月のみであったという。

⁴¹ 「土司制度」は、明清両朝において中国南西部少数民族地区で実施されていた民族自治制度である。明朝には初めて「宣慰司」、「土知府」などの政府機関を設立し、そのような政府機関には少数民族の「旧貴族」(民族の首長など) を世襲でトップポストに着かせ、地方行政管理を行ってもらおう。「土司世襲制」の設定意義は、中央王朝は国境周辺の少数民族による分立支配を一定程度認めるとともに、独立国家の成立を抑えることが主な目的であることが考えられる。また経済面では「古来の生産方式を維持するままで朝貢を徴収する目的にも達する」利点がある (龚 1992)。

カン地区にミャンマー共産党政権が成立し、1972年までの2年間に、逃亡者の農地を中心に一定の土地改革が行われた。その土改革は、結局徹底されず、あまり効果を見せなかった。したがって、小作農は以前のまま高山地でケシ栽培をし続けた。

ケシ栽培が禁止された2000年前後には、もう一度大きな変化が生じた。それをC村の例を挙げて見よう。つまり、ケシが禁止された2002年から、村の有力者はできるだけ多くのサトウキビを栽培しようとし、現地に勢力を築いて、小規模農家の土地を低価格で奪い取った。それだけでなく、ケシ禁止後、有力者は現金不足の問題に直面する小規模農家に土地を担保としてお金を貸し付け、結局、返済能力の持たない小規模農家は、土地を取られることとなった。こうして、村の有力者は以前よりさらに大きな土地を持つようになった。このような土地収奪は前節で論じた第I類型の6カ村の例で見るとなおさらである。

以上は比較的平坦な山間地をめぐる所有権に関する議論であるが、問題はもう一つある。それはケシ禁止前が林地であった土地の所有権であり方である。林地の分配について、土司制度の下では、誰でも利用できるが、土司が所有権を持った。ミャンマー連邦が独立して以降、林地の所有権の分配に関しては、聞き取り調査によると、家までの距離、利用する頻度で大雑把に決めたようである。端にいえば、歴史上では経済価値のないものと認識されてきた林地の分配は比較的平等であった。しかし、ケシ栽培が禁止され、サトウキビやトウモロコシの収益性が高まると、林地所有者は、徐々に林地を開墾し、常畑化を進め、近年まで集落周辺の林地はほぼすべて常畑に転換した。その過程で、やや曖昧であった土地の境界争いも起こったようである。筆者の12カ村調査では、多くの事例が観察され、土地境界争いは、コーカン地区全体で頻繁に起こったように思われる。

とはいえ、農業に不適切な林地から開墾したサトウキビ畑のサトウキビ生産量の5分の3しか達成していない⁴²。また、かなりきつい傾斜地であり、また土壌に石が多く含まれる土地は、飼料用トウモロコシしか栽培できないのは現状であり、その生産量もかなり低い⁴³。こうしてトウモロコシの栽培面積もかなり大きなものとなり、豚や鶏の飼料は、かつての林地から採集された野生バナナの葉やその他野生植物から、常畑で栽培されるトウモロコシに転換したのである。ただし、このような条件の悪い土地は現在でも1~3年間の休閑期間を保つトウモロコシの栽培慣習が観察された。

(3) サトウキビ導入後の農地開墾・利用

サトウキビが導入される以前、C村周辺に広がっていた土地はおよそ180ヘクタールであ

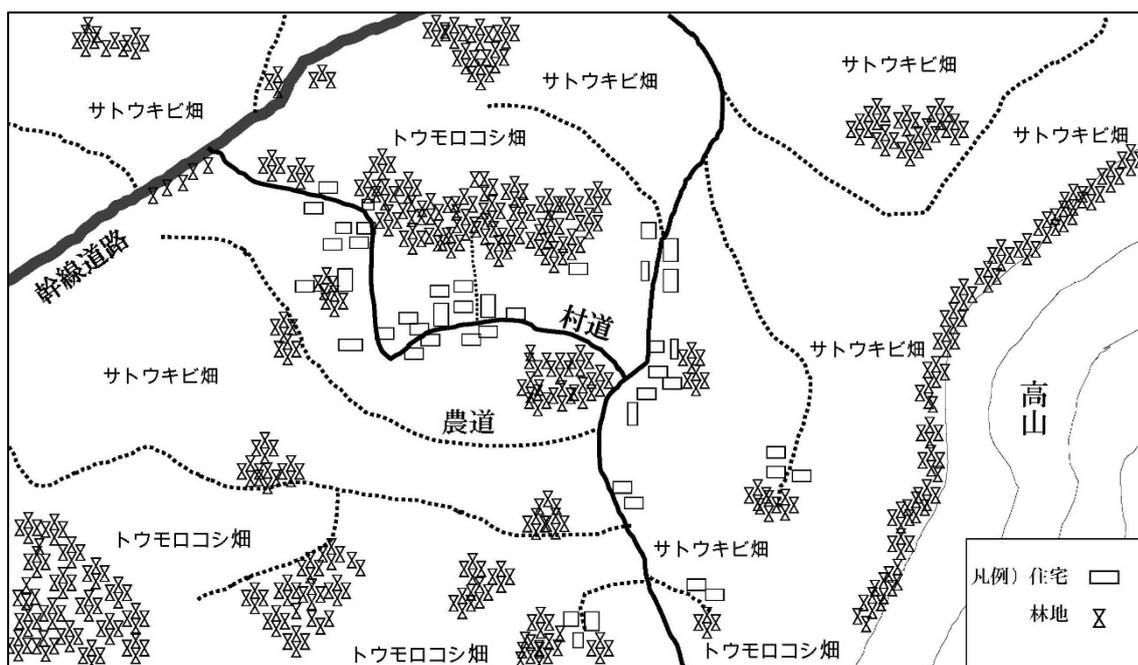
⁴² C村には、林地から開墾されたサトウキビの平均収量は3.7トン/ムー(=55.5トン/ヘクタール)、比較的平坦な山間地における収量は5.5トン/ムー(=82.5トン/ヘクタール)、コーカン地域における条件のいい平坦盆地(たとえば、前述の第I類型の5カ村)の収量は7トン/ムー(=105トン/ヘクタール)である。

⁴³ C村のトウモロコシ栽培品種は、タイ系多国籍企業CPグループが開発したCP888であり、傾斜地の平均収量は100キログラム/ムー(=2100キログラム/ヘクタール)前後であるのに対し、条件のよい土地の平均収量は200キログラム/ムー(=3000キログラム/ヘクタール)以上である。

り、その利用の内訳は、陸稲が 20%、トウモロコシが 10%で、残り 70%は林地であった。調査時点では、サトウキビ 90 ヘクタール、トウモロコシ（休閑地を含む） 50 ヘクタール、林地 40 ヘクタールとなっていた。したがって、従来の林地の開墾が急速に進展し、サトウキビやトウモロコシの作付地に転換されたことが明らかである。また、その過程で陸稲の栽培は消滅した。その転換過程では、できる限りサトウキビを優先し、条件の悪い傾斜地では飼料用トウモロコシの作付地とし、最も条件の悪い土地は林地として残された。

図 5 が調査時点での C 村の地図である。図にみるように、村は 3 つの集落にわかれ、幹線道路から居住区には狭い未舗装の道路が延びている。さらに、幹線道路あるいは集落と圃場を結ぶ小さな道路があるが、これが製糖工場の建設（ないし修復）した農道である。上記 180 ヘクタールの土地（林地 40 ヘクタールを含む）は、ほぼ図 5 の範囲内にある。

図 5 C 村の居住区と土地利用



出所) 筆者作成。

図 5 を参照しながら C 村の土地利用を具体的にみてみよう。村の東および西方面には比較的標高の低い山地が広がり、伝統的に陸稲やトウモロコシが栽培されてきたが、サトウキビ導入後は徐々にサトウキビ畑に転換された。他方、C 村からラオカイ市につながる幹線道路（舗装済み）は、1990 年代までには開通していたが、林地を転換してできたサトウキビ畑からその幹線道路までの農道は未整備であった。前述したように、その農道整備を行ったのは、南傘糖廠であり、2001 年頃のことであった。また、雨季に農道が損壊すると、

その補修も南傘糖廠が行った。以上のように、C村など交通不便な奥地でもサトウキビの出荷が可能になったことが、サトウキビ栽培面積の拡大に貢献した。

また土壌に石が多く含まれる南方面の土地は、必ずしもサトウキビ栽培に適していたわけではないため、飼料用トウモロコシが栽培された。なお、東南方面には高山（標高 1482m）があり、冷涼で乾季降水量が少ないため、村人は山頂部でケシ栽培を小規模に行っていたという⁴⁴。しかしケシが禁止されて以来、大抵放置されたままである。

1. C村の現状

(1) 土地所有と経営

C村では、まず全 68 世帯のうち 65 世帯を対象にして、農地の所有と経営（栽培作物など）状況を中心とする簡単な調査を行った⁴⁵。表 4 は、農地所有および経営状況を整理したものである。全体として、全く農地を所有しない 3 世帯を含め、約 7 割の世帯は所有農地が 2 ヘクタール以下であり、さらにうち約 4 割は 1 ヘクタールに達していない（最小で 0.2 ヘクタール）。他方、4 ヘクタール以上の農地を所有する世帯が 4 世帯ある（最大で 7.73 ヘクタール）。C村の農地所有格差は非常に大きいことがわかった。

次に、栽培作物をみると、C村ではサトウキビとトウモロコシの二種類の作物を栽培しており、サトウキビの面積はトウモロコシよりもはるかに大きいことがわかる。5 世帯はトウモロコシのみを栽培していたが、それは、条件の悪い傾斜地しかもっていないからである。

表 4 C村における農地所有・経営構造

面積(ha)	農家数(戸)			
	農地所有	農地経営	うち	
			サトウキビ	トウモロコシ
0	5	3	8	3
0-1	23	24	30	58
1-2	17	20	11	4
2-3	11	10	8	1
3-4	5	5	5	0
4	4	3	3	0
合計	65	65	65	65

出所) 2013 年現地調査。

(2) 経済階層区分と世帯の特徴

いわゆるウェルス・ランキング法⁴⁶を用いて、村長に調査した 65 世帯を 4 つの経済階層（上、中、下、最下）に分類してもらった。その結果が表 5 である。表にみるように、階

⁴⁴ 山頂部には当時別の村があったため、C村の村民はそこで借地をし、ケシを栽培したという。

⁴⁵ 非調査対象の 3 世帯の内訳は、調査拒否が 1 世帯、調査期間中に家族員の葬式に当たったのが 1 世帯、留守だったのが 1 世帯である。

⁴⁶ 内部事情を熟知する者の主観で階層分類をする手法。

層は農地、特にサトウキビ作付地の所有・経営面積の格差を忠実に反映したものとなった。また、農地所有と経営の面積分布には大きな差がなく、小作関係があまり発達していないことがわかる。より正確に言えば、かなり多くの世帯が小作関係にあるが、取引面積が総じて小さいのである。

後に明らかにするように、ウェルス・ランキングによる階層区分は、所得や土地以外の資産保有の格差ともかなり明確に対応しており、階層区分の妥当性を示すものである。

表 5 C 村の階層別世帯の農地所有と経営

経済階層	該当世帯数	農地経営 (ha)	内訳(ha)			利用状況(ha)		
			所有	借入	貸出	サトウキビ畑	トウモロコシ畑	パラゴムノキ
上	5	6.10	6.00	0.53	0.43	3.78	0.96	0.53
中	17	2.53	2.46	0.10	0.03	1.96	0.60	0
下	23	1.33	0.86	0.47	0	0.78	0.34	0
最下	20	0.70	0.54	0.16	0	0.43	0.25	0
合計	65	2.66	1.58	0.28	0.04	1.21	0.43	0.04

出所) 2013 年現地調査。

注 1) 上層 1 世帯が、2012 年に村から 12km 離れたチンシュエホー郡で 40 ムー (2.67 ヘクタール) の借地をし、パラゴムノキの栽培をはじめた。

2) 所有農地には休耕中の焼畑が含まれている。

そこで、階層別になるべく比例的になるように配慮しつつ、65 世帯から 35 世帯を無作為抽出し、詳細な調査を実施することとした。階層別には、上層 3 世帯、中層 10 世帯、下層 13 世帯、最下層 9 世帯の 35 世帯である。

表 6 C 村の調査サンプル世帯の階層別の世帯特性

経済階層	該当世帯数	サンプル世帯数	世帯あたり人口			世帯主夫婦の平均年齢	就業者平均属性			世帯あたり資産保有総額(元)	
			合計	うち			人数	年齢	教育年数	家畜	運搬手段/耐久財
				男	女						
上	5	3	11.0	5.3	5.7	43	5.7	34	3.5 (60%)	31,679	48,660
中	17	10	7.9	4.3	3.6	38	4.7	29	3.6 (37%)	22,954	18,820
下	23	13	5.2	2.9	2.3	34	2.3	33	1.3 (62%)	7,773	6,560
最下	20	9	5.4	3.1	2.3	37	3.2	34	2.0 (60%)	3,915	1,260
合計	65	35	6.5	3.6	3.0	37	3.5	32	2.3 (53%)	13167	12,309

出所) 2013 年現地調査。

注 1) 資産総額その算出方法は表 3 の注を参照。

2) カッコ内は就業者の非識字率。

表 6 によって世帯の特徴をみると、まず上、中層では世帯当たり平均人口が多いのは、上層 2 世帯 (15 人および 12 人)、中層 1 世帯 (17 人) がいわゆる合同家族を形成していたからである。以上の 3 世帯以外は、1 世帯の傍系親族 (叔母) を含む世帯を除けば、あとは

すべて核家族ないし親世代を含む直系家族であった。合同家族は、他の世帯へ雇用機会や小作地を提供したり、高利貸を行ったりしており、村内における発言力が大きい。

また、世帯主夫婦と就業者全体の平均年齢をみると、比較的若い世代が家計を担っていることがわかる。しかし、どの階層においても教育水準が総じて低く、上層の就業者でも60%という高い非識字率がみられる。C村では教育が軽視されていることが推測できる。その原因については、次節で詳しく検討する。

さらに、階層間の資産保有の格差もかなり大きいことがわかった。それは所得格差と直接に関連していると思われるので、次節では35世帯の所得構成を詳しく分析するとともに、まずは代替作物としてのサトウキビ契約栽培の経済効果を検討したい。

2. 所得構成の階層別分析

(1) サトウキビ契約栽培の経済効果

階層別に各世帯の所得構成を表7に示した。所得は、主に農業所得（サトウキビ、トウモロコシ、家畜、農業労働、および地代）と農外所得（副業および出稼ぎ送金）からなる。ただし、注意すべきは、トウモロコシからの所得には、飼育している家畜に飼料として与えたものは含まれていない。35世帯全体では、農業所得への依存度が77%と高い。特に、サトウキビからの所得は全体の49%を占め、さらに農業労働所得（6%）と地代所得（1%）の大部分もサトウキビに関連するものであるから、あわせてサトウキビ契約栽培の経済効果の大きさがみてとれる。

表7 C村の調査サンプル世帯の階層別所得

年間平均所得(元)			35世帯平均	経済階層別平均			
				上	中	下	最下
			27,560	81,021	38,247	15,949	14,638
農業所得 (元)	農業 経営	サトウキビ	13,467 (49%)	46,110 (57%)	22,774 (60%)	5,590 (35%)	3,623 (25%)
		トウモロコシ	2,722 (10%)	7,267 (9%)	5,157 (13%)	729 (5%)	1,379 (9%)
		家畜	3,046 (11%)	9,000 (11%)	3,758 (10%)	2,708 (17%)	758 (5%)
		小計	77%	77%	83%	57%	39%
	農業労働		1,549 (6%)	0 (--)	580 (2%)	2,785 (17%)	1,356 (10%)
	地代		221 (1%)	2,311 (3%)	79 (0.2%)	0 (--)	0 (--)
	比率		77%	80%	85%	74%	49%
農外所得 (元)	出稼ぎ送金		4,057 (14%)	5,333 (7%)	5,600 (14%)	1,138 (7%)	6,133 (42%)
	副業		2,500 (9%)	11,000 (13%)	300 (1%)	3,000 (19%)	1,389 (9%)
	比率		23%	20%	15%	26%	51%

出所) 2013年現地調査。

次に、階層別に分析しよう。表から観察される主な点は、第 1 に、総所得に非常に大きな階層間格差が存在していること、第 2 に、上、中、下層世帯の所得の農業依存率は、それぞれ 80%、85%、74%と非常に高くなっていること、第 3 に、最下層は出稼ぎ送金への依存度が 42%とかなり高くなっていることである。

農業所得の中身についてより詳しくみると、上層と中層はサトウキビへの依存度が高いといえるのに対し、下層は、家畜（主に豚と鶏）からの所得が相対的に高いことがわかる。下層が所有・経営する農地は傾斜地が多く、サトウキビ栽培には適さず、トウモロコシを多く栽培し、それを家畜に与えてその販売から所得を得るという構造にあるからである。上層、中層の家畜飼育数は、下層よりも多いが、その多くを自家消費するため、現金所得としては相対的に小さくなっているのである。その背景には、前述したように、家畜の飼料は、かつては林地から採集された野生バナナの葉やその他野生植物であったが、林地が農地に転換した後は、主な飼料は栽培トウモロコシに転換した事実がある。

一方、下層、最下層では、サトウキビからの所得はそれほど大きくないが、農業労働所得が大きく、上述のようにその大部分はサトウキビ関連の農業労働であるため、彼らは、サトウキビ契約栽培から間接的に利益を得たことになる。その実態を明らかにするためには、「互助組」を通じた労働調達法について論じる必要がある。

サトウキビ栽培に関連する農作業には、必要に応じて耕起（同時に基肥を入れる）と種苗移植（2月末～4月末）、追肥（8月）、害虫防除・除草のための農薬散布（6月に1回、9月か10月に1回）、収穫（12月末～4月）といった作業が含まれるが、このうち最も労働力を要する作業は、耕起と収穫である。近年、耕起は耕耘機による機械化が進んでいるものの、収穫は依然として手作業で行われている。農家は、一般にすべての農作業を可能な限り家族労働でこなすが、収穫の時期的制約や手作業への依存といった要因により、家族労働力だけでは足りず、短期雇用を受け入れざるをえない状況にある。そのため、コーカン地区では互助組を組織し、労働交換によって共同で収穫作業を行ってきたのである。

たとえばC村の例を見ると、3つの互助組が存在し、各組は10数世帯から成り、共同でサトウキビの収穫を行っている。具体的には、互助組内の各世帯は、1世帯当たり2人またはそれ以上（上限なし）の労働力を出すことが義務づけられている。こうして互助組に所属する全農家のサトウキビ栽培地の収穫作業を順番に行っていく、基本的には等量の労働交換が行われる。

しかし、実際には労働交換は必ずしも等量になるとは限らない。互助組には組長がおり、収穫時期の労働調達に努めるとともに、各世帯の参加人数・労働日数を仔細に記録する。収穫終了後、組長の記録に従い、各世帯の労働供出量が集計され、労働供出量が不足した世帯は不足分だけ現金で支払い、超過した世帯は超過分だけ現金で受け取る。したがって、土地を持たない、または所有農地の小さい農家は、労働交換を通じて現金所得を獲得することとなる。これが、上記の「農業労働所得」の実態である。2013年時点での労働報酬は、一般に一束（20本）のサトウキビ収穫量につき1元の歩合制であり、成人では1人1日に

50～100束を収穫できるので、1日当たり賃金は50～100元になる。

しかし近年では、サトウキビの栽培規模を拡大する農家が増えており、互助組に参加して労働交換を行うよりも、直接に雇用する傾向が強まっている。雇われた労働者の半分以上が同じ村ないし隣村の村民であり、土地なし世帯や零細規模農家が大半を占める。

さらに、最近では、特に下ミャンマー地域から、季節的に出稼ぎ労働者がコーカン地区のサトウキビ栽培地域へやってくるようになったことがわかった。聞き取り調査によると、下ミャンマーからの出稼ぎ労働者は、2011年収穫時には700～800人程度であったが、2012年には3000人にも達したという。ミャンマー政府農業局（Department of Agriculture）の幹部職員に対する2013年の聞き取りでは、政府が把握していない出稼ぎ労働者数は1万人を超えるという。

筆者による下ミャンマー出身の出稼ぎ労働者に対する調査によると、労働者の男女比は7対3で、年齢層は17～38歳であった。コーカン地区には12月から翌年3月末頃まで100～150日滞在し、サトウキビ収穫から収穫後ないし次の植付前に行う手作業による耕起作業に雇われる。サトウキビ収穫の報酬は出来高制（1日当たり約70元）で支払われ、また耕起作業には、1日7～9時間程度で40～50元が支払われる。出稼ぎ期間全体を通じて得る賃金は、1人当たり約8000元である。ここから生活費⁴⁷を差し引くと5000元ほど現金が残る。さらに彼らは、故郷に帰る際、お土産として安い中国製の厚めの毛布（60～80元/枚）を2～3枚、また子供用衣服（20～30元/セット）を数セット購入して帰るといふ⁴⁸。

以上の分析から、ケシ禁止後、代替作物としてのサトウキビ契約栽培はC村の多くの家計を支えたことは明らかであるが、一方、それに伴って大きな所得格差が生まれたといふことができる。

所得格差の最も大きな原因は、サトウキビ栽培面積の格差である。それは、農地の所有規模と所有する農地の質の格差によるものである。それはさらに、前節で論じた2000年前後に起きた大きな変化、すなわち不平等な土地分配および上層農による土地収奪に起因するものであった。

最後に、下層と最下層の間で平均所得の大きな差がみられない点について、言及しておきたい（表7）。平均所得に差がないにもかかわらず、両階層を区別すべき理由は、第1にサトウキビ作付規模の差（表5）、第2に出稼ぎ送金の差である。最下層では出稼ぎ世帯員

⁴⁷ 住居は、雇用主は提供しない。村内の適当な場所にテントを張ってそこで寝泊りする。次に食事については、2割の雇用主は1日1食（主に昼食）を提供するが、8割は提供しない。労働者が自炊する場合、材料は自ら購入するが、飲料水は雇用主が提供する。食費は、1人1日当たり約15元かかるという。

ここで、飲料水事情について若干説明を加えると、サトウキビ収穫時期（12月から翌年3月末まで）は乾季に当たるため、飲料水の確保が非常に厳しくなる。実際、中層以上の世帯は、乾季の飲料水確保のため、水タンクを用意して雨季の雨水を貯めるのが一般的である。しかし、貧困のため水タンクが用意できない、あるいは水タンクがあっても容量が十分でないなどの原因で、7割以上の村では乾季の飲料水不足が毎年のように発生する。特に近年は、気候変動の影響で、飲料水不足問題が一層激しくなっている。

⁴⁸ 毛布をコーカン地区で買うと、内地より1枚当たり60元は安いという。

の人数が多く、送金が大きな所得源（42%）となっている点で、下層とは異なる特徴をもっている。出稼ぎの詳細については、後述する。

(2) 農外所得と職業構成

表7にみられるように、上層は所得の13%、下層は19%、最下層は9%を副業に依存している。表8を参照しながら、副業の内容を確認しておきたい。

表8 C村の調査サンプル世帯の階層別就業構造

経済階層	農業			農業+副業			出稼ぎ		
	人数	平均年齢	平均教育年数	人数	平均年齢	平均教育年数	人数	平均年齢	平均教育年数
上	11	37	1.6	2	36	4.7	4	22	8.3
中	38	32	3.2	1	21	4.0	8	20	5.3
下	23	35	1.0	3	41	0.3	4	16	4.0
最下	20	36	1.6	2	31	0.7	7	30	3.6
合計	92	35	1.8	8	32	1.8	23	22	4.6

出所) 2013年現地調査。

まず、従事人数が最も多いのは左官であり、5世帯5人（中層1人、下層3人、最下層1人）である（平均年収12,000元）。また、上層の中にトラック運転手1人（年収36,000元）と、家屋賃貸を営む1人（年収12,000元）がいる。さらに最下層の中に、雑貨店の店主が1人（年収2,500元）いる。

また、表8は、各就業者の平均年齢と平均教育年数を示している。明らかなことは、出稼ぎ従事者の年齢が若く、また教育年数も高いことである。他方、階層間格差に注目すると、上層、中層では、他の階層と比較して、教育年数が高いこともわかる。ただし、最も教育水準の高い出稼ぎ従事者でも平均4.6年の教育年数しかなく、小学校も卒業していないわけで、全般に教育の遅れが目立つ結果となっている。この点については後述する。

(3) 出稼ぎの実態とその意義

表9が示すように、出稼ぎについてはいくつかの特徴がみられる。まず、出稼ぎ先を地域別にみると、ほとんどコーカン地区内やその周辺地区、ないし中国であり、ミャンマー都市部はわずかに1人を数えるのみであった。それは、特区の時代には移動が制限されていたことに加え、ミャンマー国内に雇用機会が少ないことによるものである。逆に、中国の広東省や浙江省への出稼ぎ従事者の中には、42,000元という高い所得を得ている者が複数いた。

次に、出稼ぎ先の業種について最大の特徴は、カジノが圧倒的に多く、コーカン地区8人、周辺地区4人の計12人と、出稼ぎ従事者(23人)の半分以上を占めていたことである。ここで特筆すべきは、カジノ従事者12人のうち、10人は若年の未婚女性（平均年齢19.5歳）であることである。カジノでカードを配るのは若年女性の仕事だからである。筆者の

カジノ経営者に対する聞き取りによると、ラオカイ市中心部には大規模カジノ 4 軒と小規模カジノ 10 数軒があり、全体で 1~1.2 万人に就業機会を与えていることが判明した。しかもカジノの一般従業員(表 9 の注を参照)の 9 割以上が 14~25 歳の若い女性であるという。

また、表 9 で注目されるのは、カジノで働く女性のうち、中層、下層、最下層の人数比は 4:4:3 で、階層間の格差はほぼ存在しない点である。すなわち、ある程度の教育を受けた若い女性であれば、誰でも就業できるといえる⁴⁹。

表 9 出稼ぎ労働者の諸特徴

対象地域	職業内容		従事人数				平均属性			平均送金額(元)						
			合計	うち女性	経済階層 上 中 下 最下				年齢	教育 年数	年収 (元)	合計	経済階層 上 中 下 最下			
地区内	カジノ	財務・会計	1	1 (1)	1	0	0	0	25	9	39,000	8,000 (21%)	8,000 (21%)	--	--	--
		一般	7	6 (6)	0	1	4	2	17	5	18,000	6,029 (33%)	--	5,000 (28%)	4,800 (27%)	9,000 (50%)
	農場労働		2	1 (0)	2	0	0	0	24	8	3,600	0 (0%)	0 (0%)	--	--	--
	職不明		1	1 (1)	0	1	0	0	18	5	N/A	3,000 (--)	--	3,000 (--)	--	--
	私兵		2	0 (--)	0	1	1	0	24	6	0	0 (--)	--	0 (--)	0 (--)	--
周辺地区	カジノ	一般	4	3 (3)	0	3	0	1	22	5	18,000	9,500 (53%)	--	10,000 (56%)	--	8,000 (44%)
	農場労働		1	1 (0)	0	0	0	1	58	0	3,600	2,000 (56%)	--	--	--	2,000 (56%)
国内都市部	職不明		1	0 (--)	0	1	0	0	15	6	N/A	0 (--)	--	0 (--)	--	--
中国	製造工場		2	2 (2)	1	0	0	1	18	6	42,000	9,000 (21%)	8,000 (19%)	--	--	10,000 (24%)
	農場労働		1	0 (--)	0	0	0	1	22	3	23,000	10,000 (43%)	--	--	--	10,000 (43%)
	服屋勤務		1	1 (1)	0	0	0	1	21	4	18,000	2,000 (11%)	--	--	--	2,000 (11%)
合計			23	16 (14)	4	7	5	7	22	5	19,010	5,009 (26%)	6,000 (19%)	5,429 (22%)	3,840 (27%)	7,143 (36%)

出所) 2013 年現地調査。

注 1) カジノ一般職とは、経理、財務・会計、営業(カジノホスト)を除いた職。2013 年 3 月実施の別調査によると、女性従業員は一般に、カジノ(ないし連携ホテル)の清掃員やウェイトレス(月収 1100 元)を振り出しに、1~2 年の研修を経てディーラー(月収 1200~2300 元以上)へと昇進する。

2) 中国の出稼ぎ先は、広東省と浙江省の製造工場、雲南省の私営農場、雲南省・南傘鎮の服

⁴⁹ C 村の例ではカジノ一般職の平均教育年齢は 5 年であるが、一般にはそれほど高くないようである。2013 年 3 月の調査では、全く教育を受けたことのない者、現地語の話せないビルマ族の女性ですら、カジノ業に就業する者も珍しくないことが判明した。

屋である。

- 3) 従事人数のカッコ内は、未婚女性の人数。
- 4) 平均送金額のカッコ内は、年収に対する送金額の割合。

次に、送金の額は、一般に、出稼ぎの年収と C 村にいる家族の経済状態に規定される。たとえば、カジノの財務・会計職や中国の工場で働く上層の出稼ぎ従事者は、比較的高い所得を得ているが、送金が多いというわけでもない。一方、最下層の出稼ぎ従事者のほとんどは、職種にかかわらず送金が多いことは、送金額の年収に占める割合から読み取れる。特に、カジノに注目すると、最下層は、年収の半分程度（8000～9000 元）を送金している。この意味で、コーカン地区都市部のカジノ業は、農村貧困世帯の生計を支えているように思われる。

ただし、前述のように、カジノ一般職の求人要件は、年齢の若さである。教育水準にはあまりこだわらないため、貧困世帯の女性は早く学業を止め、カジノに出稼ぎに行く例が少なくない。C 村の小学校に通う女子学生 2 人（2 年生、9 歳と 10 歳）を対象とする聞き取りによると、2 人とも下層の出身で、カジノで働く姉がおり、彼女らも 12 歳からカジノに出稼ぎに行く予定であるという。親も、娘の教育に無関心で、若年のうちに出稼ぎに行かせることを望んでいるようである。

さらに問題は、カジノへの就業に伴い、ギャンブル依存症になりやすいことである。カジノで長時間労働をし、カジノで大当たりする人をみたりしていると、自分も顧客としてカジノで遊ぶようになるからである。また、カジノの顧客に誘われて売春をし、その後、風俗業で働くようになる女性も多い。ラオカイ市衛生医療機関での聞き取りでは、カジノで働く女性たちは、性病、HIV の感染率が高いことが判明した。カジノ経営者も、従業員の感染を恐れ、近年は健康診断に行かせることが多いという。

以上のように、カジノ業に就業する女性は「不良」になりやすいことから、娘のカジノへの出稼ぎを許さない親（特に、上層世帯）がいることもわかった。また、既婚女性は、夫やその家族が反対するので、カジノ業に従事しないのが一般的である。

以上は、女性の出稼ぎ従事者の話であるが、男性の出稼ぎは、より深刻な問題を抱えている。男性の出稼ぎ従事者（7 人）は女性（16 人）の半分にも満たず、しかも就業先は、農場や私兵などに限られている。

私兵については、より詳しい説明が必要であろう。私兵は、緬共時代（1950 年以降 88 年まで）において内戦のために動員され、あるいは強制的に徴募された若年層兵士が起源である。緬共瓦解後、少数民族勢力の内紛が活発化すると、元緬共兵士は、少数民族勢力指導者の部隊に編入された。しかし、2008 年の内戦終結後、兵士の解散が盛んになったものの、少数民族勢力指導者や地方有力者は、少なくとも十数名の軽装備私兵を持つようになった⁵⁰。その目的は、自分の家族と資産の警備であるという。実際、現時点の私兵は、ある

⁵⁰ 20 名が一般的であるが、60 数名の私兵を持つ有力者もいることが聞き取りで判明した。

程度の軍事訓練を受けているが、主な仕事はボディガードや小間使いとほぼ同様であると思われる。

また私兵は、雇い主から食事（1日2食）と宿舎（1部屋4人）を提供されるが、稼ぎは年に1回だけのわずかな額のボーナスのみである⁵¹。にもかかわらず、貧困などが原因で、口減らし的に若年男性（極端には12歳以下の児童）を私兵に出すのである。ただし、近年は私兵に対する需要は縮小する一方であり、今後もだんだん消滅していくであろうと思われる。

次に、上層世帯から農場へ出稼ぎに行っている2人に注目する。年収はわずか3600元であるが、その理由は次の通りである。2人は世帯主の次男とその妻で、まず中国雲南省西双版纳（シーサーバナ）の勐腊（モンラー）県のゴム園に、栽培技術を学びに行き、その後、ラオカイ市近郊のゴム園で出稼ぎをして働いている。出稼ぎ予定期間は1~2年であり、戻ってきたら、農地を購入して、家族全員でゴム園を営もうとしているのである。

最後に、35戸のサンプル世帯の中にいた、3人の成人であるにもかかわらず無職である者（上層、中層、下層各1人）について言及しておく。無職者は全員男性で、平均年齢は17歳、平均教育年数は4.6年であった。

聞き取り調査の最中、若年男性の職業を尋ねると、ときどき、家族や村人はただ「やることないから遊んでいる」と答えてため息をつくか、あるいは沈黙してしまうことに遭遇した。彼らについて調査の結果、わかったことは、次のようなことである。彼らは、オートバイを乗り回す「暴走族」であり、小麻⁵²を買うために盗みをしたり、たとえばサトウキビの収穫時に20束だけ刈り取って20元をもらったらすぐになくなって小麻を買いに走ったりするなど、エフェドリン常用者であることがわかった。ケシ栽培が禁止されたコーカン地区において、近年、新型麻薬の濫用が深刻な問題となっているのである。その犠牲者は、教育をある程度受けたものの、雇用機会がない若年男性であり、ぶらぶらしているうちに麻薬依存症に陥り、ひいては暴力団に入るなど、事態は非常に深刻である。

結論

本稿は、ミャンマー・シャン州コーカン自治区のサトウキビ栽培農村において、麻薬代替作物としてのサトウキビ契約栽培の導入過程と現状、および契約の実態を明らかにした上で、12カ村を調査し、さらにそのうちC村を取り上げ、土地利用の変化の歴史、農村世帯の所得や就業形態の分析を通じて、サトウキビ契約栽培の経済効果およびサトウキビ導入前後の農村社会経済の変容を論じてきた。主な結論は、以下の通りである。

まず、第1の課題は、麻薬代替作物としてのサトウキビ契約栽培が農家に与えた経済効

⁵¹ ボーナスの支給方法と金額は雇い主によって異なる。また、現地ではそれを一種の労働報酬としてよりはむしろ一種の奨励、いわばお年玉として認識する人が多いようである。

⁵² 現地ではエフェドリンを小麻と呼ぶ。

果を評価することであった。C村の35世帯の所得構造を詳しく分析した結果、総所得の56%（うち49%はサトウキビ生産からの直接所得、6%は農業賃金所得、1%は地代所得）がサトウキビ生産に伴って新たに創出された所得であり、それが契約栽培導入の経済効果であるといえる。それを実現させた要因は、中国製糖企業によるインフラ整備、安定的な価格設定方式と生産資材の融資制度、栽培技術指導、および運輸サービスなど、多面的かつ充実した支援であった。

ただし、サトウキビのモノカルチャー的な栽培方式の導入は、土壌を疲弊させ、収量の減少という問題を生んでいるという事実もある。調査村の1つであるNo.5村においては、おおよそ1ha当たり90トンから75トンへ15~20%、収量が減少したことがわかっている。ただし、ある農家は、1年土地を休ませ、ヤギの糞を入れた結果、地力が回復したという。

次に、第2の課題は、サトウキビ栽培が導入された農村の世帯所得の階層間格差を解明することである。35世帯の平均年間所得は、上層3世帯の81021元、中層10世帯の38247元、下層13世帯の15949元、最下層9世帯の14638元であり、上層と下位2階層の格差は5倍にも達していた。これは、基本的にサトウキビの栽培面積の差に起因するものであり、したがって土地所有の格差に基づくものであった。土地所有格差は、歴史的に形成された土地制度にその淵源があるが、その後の上層世帯による土地収奪にも原因があるといえる。

最後に、第3の課題は、各階層における将来の生計戦略を若干見通しておくことであった。まず、大規模平坦地を所有し、社会的・経済的優位性をもつ上層世帯は、サトウキビ生産から大きな利益を得ているが、サトウキビ生産を継続するとともに、近年はゴムの導入を積極的に行い、より一層の所得増加を図る傾向にある。この意味で、上層世帯は農業への依存を深めつつあると考えられる。他方、中層世帯は、土地をある程度所有しているため、サトウキビ生産からある程度の利益を得ているが、上層世帯とは異なり、ゴムなど農業のさらなる発展を通じた明確な将来戦略は観察されなかった。

また、上、中層の中にはある程度（中卒まで）の教育投資をした世帯もあるが、安定的な就職先がかなり限られているため、脱農者がいまだ少数にとどまっている。したがって、高学歴が高所得をもたらさず、教育が軽視されるという悪循環がみられるといえよう。そういう中で、上、中層世帯の生計戦略は基本的に農業重視が続くであろう。

ところが、土地開墾がすでに限界に達した中で、人口がさらに増えつつあるため、均分相続によって土地の細分化が避けられない。したがって、特に中層世帯以下では、農地細分化に伴う貧困化が、将来起こる可能性も否定できないと考えられる。

一方、下層世帯では、サトウキビ栽培面積が小さいため、サトウキビ生産所得を農業賃金所得で補うような構造がみられた。出稼ぎへの依存度は、最下層世帯に比較して小さい。彼らにとっては、年々増加している下ミャンマーからの農業労働者との競争が激しくなると、雇用機会が奪われ、所得が低下する可能性もある。

最後に、最下層世帯では、特に若年女性のカジノへの出稼ぎ送金が家計を支えてきた。

その背景にあるのは、1990年代後半から都市部で広がったカジノ業の雇用吸収力の大きさである。それは、下層と最下層の間の所得格差を縮める主な要因となったと考えられる。

しかし、若年女性の農外就業先がカジノに限定される点が懸念材料である。またカジノは比較的高く安定した所得をもたらすが、ギャンブル依存症、性病、HIVの蔓延といった負の社会的影響がある。さらに、カジノが高学歴を要求しないため、カジノ業への依存はコーカン地区の教育水準を高めることを阻害するように働いている。要するに、カジノへの依存は、長期的な地域経済発展にとって、必ずしもよい影響があるとはいえないと結論づけることができよう。

問題は、さらに、若年男性の雇用問題である。男性労働者にとって有利で安定的な農外就業機会がきわめて少なく、それが若年男性の失業問題および新型麻薬への依存といった問題を引き起こしている。ケシ撲滅後のコーカン地区の農村経済は、サトウキビ契約栽培の成功にもかかわらず、決して楽観することができないのである⁵³。

参考文献

日本語

- 国際協力機構（JICA）2012 『シヤン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト』、JICA 技術協力プロジェクト案件事業事前評価表（技術協力プロジェクト）。
- 2013 『コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト』、JICA 技術協力プロジェクト案件概要表。
- 国連世界食糧機構（WFP） 2004 「ミャンマー 麻薬撲滅と食料危機」（119.245.211.13/activities/story/040422_myanmar.html、2013年7月4日アクセス）。
- 千代勇一 2013 「違法作物に翻弄される人々—コロンビアにおけるコカ栽培の実践とその政治性」（池谷和信『生き物文化の地理学』海青社）、121-142頁。
- 2014 「コロンビア農民の生存戦略—コカ栽培が人々の生活にもたらしたもの」、シノドス・ジャーナル 2014年4月11日記事（<http://synodos.jp/international/6827>、2014年7月14日アクセス）。
- 翟亜蕾 2013 『ミャンマー・中国国境地域のサトウキビ契約栽培—麻薬代替作物導入の実態と貧困削減効果—』、京都大学大学院経済学研究科提出の修士論文。
- トム・クレーマー 2012 「ミャンマーの少数民族紛争」（工藤年博『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ—』アジ研選書29、アジア経済研究所）、139-163頁。
- 畢世鴻 2012 「第5章 国境地域の少数民族勢力をめぐる中国・ミャンマー関係」工藤年博『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ—』、アジ研選書29、アジア経済研究所、167-192頁。

⁵³ ごく最近、中国国境付近で、製靴工場が操業を始めたという新しい動きは、こうした中で、希望を与えるものである。

松原治郎 1964 「農村家族」(福武直『インド農村の社会構造』、アジア経済研究所)、97-150 頁。

英語

Alvarez, E. H. 1995. “Economic Development, Restructuring and the Illicit Drug Sector in Bolivia and Peru: Current Policies”, *Journal of Inter-American Studies and World Affairs*, 125-149.

Arganarás, F. G. 1997. “The Drug War at the Supply End: The Case of Bolivia”, *Latin American Perspectives*, 59-80.

Buchanan, J. Kramer T. Woods K. 2013. *Developing Disparity: Regional Investment in Burma's Borderlands*, Amsterdam: Transnational Institute.

Cohen, P. T. 2009 “The post-opium scenario and rubber in northern Laos: Alternative Western and Chinese models of development,” in *International Journal of Drug Policy* 20(5), 424-430.

Khin Kyue 2008. “Myanmar's Experiences of Sustainable Alternative Development and Opium Reduction.” In *Sustaining Opium Reduction in Southeast Asia: Sharing Experiences on Alternative Development and Beyond*. United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) Regional seminar: Global partnership on Alternative development (GLO/I44) December 15-17, 2008, Chiang Mai, Thailand.

Kramer, T. 2009. “From Golden Triangle to Rubber Belt? The Future of Opium Bans in the Kokang and Wa Regions.” In *Drug Policy Briefing* Nr 29, Amsterdam: Transnational Institute.

Kramer, T. and K. Woods. 2012. *Financing Dispossession: China's opium substitution programme in northern Burma*, Amsterdam: Transnational Institute.

Kramer, T. et al. 2014. *Bouncing back: relapse in the Golden Triangle*, Amsterdam: Transnational Institute.

Lupu, N. 2004. “Towards a New Articulation of Alternative Development: Lessons from Coca Supply Reduction in Bolivia”, *Development Policy Review*, 22(4), 405-421.

Shan Herald Agency for News 2008. *Burma Human Rights Yearbook 2008*.

(http://www.burmalibrary.org/docs08/HRDU_YB-2008/maps.html、2014年7月23日アクセス)

Transnational Institution (TNI) 2010. “Alternative Development or Business as Usual? China's Opium Substitution Policy in Burma and Laos” In *Drug Policy Briefing* No. 33, 1-12.

United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) 2013. *Southeast Asia Opium Survey 2013*, Bangkok: Regional Office for Southeast Asia and the Pacific.

World Bank 2005. *Poverty and Social Impact Analysis Sourcebook*.

(<http://go.worldbank.org/ZGZHJEDBZ0>、2014年7月4日アクセス)

Woods K. 2011. “Ceasefire capitalism: military-private partnerships, resource concessions and military-state building in the Burma-China borderlands.” In *The Journal of Peasant Studies*,

38:4, 747-770, DOI: 10.1080/03066150.2011.607699.

中国語

龚荫 1992 『中国土司制度』 雲南民族出版社。

緬甸掸邦 『果敢誌』 編纂委員会 2012 『果敢誌』 天馬出版有限責任公司（香港）。

魯成旺編 2003 『地情報告』 雲南永徳県誌編纂委員会。

中国公安部国家禁毒局 2008 『2008 年中国禁毒報告』

(<http://www.mps.gov.cn/n16/n80209/n80481/n804535/1260622.html>、2014 年 6 月 11 日アクセス)。

南傘糖廠 (2007) 『南傘糖廠 2006 年度 - 2007 年度統計』。